

## 第5回西和賀町議会予算審査特別委員会

令和2年3月18日（水）

午前 9時30分 開 議

副委員長 本日の出席委員数は全員であります。  
会議は成立しております。

町長及び教育長から提出されております説明員は、着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

本日は、総括質疑を行います。

3月12日から昨日まで、各課が所管する事業を一通り審査してまいりましたが、本日は令和2年度西和賀町一般会計予算外8特別会計予算に関わる総括的な質疑を行いたいと思います。

初日に申し上げておりましたとおり、総括質疑に当たっては会計課に対する質疑、複数の款に関係する質疑、複数の会計に関係する質疑及び全体を通しての総括的な質疑を許すこととしますので、よろしくご協力願います。

また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。

最初に、質疑の中で保留となっております件、訂正事項について、答弁を求められておりますので、これを許します。

建設課長。

建設課長 皆さん、おはようございます。保留していたというよりも、誤って回答した部分について建設課から訂正申し上げます。

3月12日に行われました建設課所管の予算審査特別委員会において、淀川委員より「舗装改良事業に関し、ひび割れ率の高い路線から補修するとなっているが、今後舗装改良しなければならない延長はどのぐらいあるのか」という質問に対しまして、調査延長18キロのうち14キロというふうに回答しておりましたけれども、正しくは調査延長186キロのうち14キロというこ

とでございます。記録の訂正をよろしくお願いたします。

以上でございます。

副委員長 答弁が終わりました。淀川委員、ただいまの答弁に対しての質疑はありますか。

（なしの声）

副委員長 なしと認めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、健康福祉課所管の保留になっていた件についてご答弁いたします。

初めに、高橋輝彦委員より老人クラブ補助金の内容についての件です。予算説明書の30ページですか、老人クラブ活動支援事業ということで、この中の老人クラブ連合会補助金のところだったと思いますけれども、ここ1つ追記お願いしたいことがあります。ここの1,278人掛ける50円プラス均等割16万円イコール62万4,000円となっておりますけれども、ここの均等割16万円の次にプラス40万円としていただきたいと思います。追加をお願いいたします。申し訳ございません。この40万円が入って62万4,000円、この金額は変わりありません。

それで、老人クラブの補助金ですけれども、この補助金額の算定にはクラブ員の人数によって単価が決められております。11人から13人までは月額2,300円、31人から50人までが2,400円、51人から60人までが2,700円、61人から80人までが2,800円、81人以上が3,000円というふうになっております。これにそれぞれの老人クラブの数を掛けた金額が、令和2年度ですと89万4,000円になります。クラブの数が、11人から30人が今年は12クラブあったのですが、前年は11クラブ、31人から50人のところが、令和2年度は

9クラブだったのが去年は10クラブというよう  
なことで、それで金額に変更が生じております。  
この金額にプラス町の単独助成分として月額  
620円の30クラブ分が22万3,200円、これは前年  
と同じです。これも補助金として行っています。

あと今年違うのは、町内の高齢者の活動を促  
進するために、地区の老人クラブが研修等で福  
祉バスを使用する場合は、各地区年1回に限り  
燃料費と運転手の賃金を町が負担しております。  
去年は、福祉バス管理費のほうに予算措置して  
おりました。今年、運転手賃金と燃料費の分  
をここの老人クラブの補助金のほうに10万円ほ  
ど入れた関係で、去年に比べると増えていると  
いうことになります。

次に、深澤重勝委員さんより川尻保健センタ  
ーの利用状況について質問がありましたので、  
お答えいたします。

まず、川尻保健センターの経緯を若干報告い  
たします。現在の川尻保健センターは、昭和55年  
に旧湯田町が湯田町保健センターとして設置、  
保健課職員を配置して利用してきました。平成  
10年には、増築工事を実施しております。平成  
17年11月に西和賀町となり、川尻保健センタ  
ーに名称を変更し、事務室には観光商工課が配置  
され、保健福祉課は沢内庁舎に配置されました  
が、同センターでは湯田地区の保健事業の実施  
会場として健康相談、乳幼児健診、機能訓練事  
業、療育事業、調理実習等を実施しております。

沢内地区は、旧沢内病院併設後、太田高齢者  
コミュニティセンターを保健事業の実施会場と  
して利用してきました。平成26年10月からは、  
病院が大野地区に新築、移転されたことに伴い、  
沢内地区は西和賀さわうち病院の会議室を保健  
事業の実施会場として利用しています。

平成27年4月に機構改革が行われ、川尻保健  
センターの事務室に配置されていた観光商工課  
は湯田庁舎に配置され、事務室は空室となっ  
ていますが、湯田地区の保健事業は同センタ  
ーで継続して実施しております。

平成28年4月に機構改革により沢内庁舎に健  
康福祉課が設置されました。現在保健事業の実  
施会場は、湯田地区が川尻保健センターで、沢  
内地区は西和賀さわうち病院で実施している  
という状況です。

年間の利用状況ですけれども、乳児健診、1  
歳児までですけれども、これは毎月第1金曜日、  
午後1時から年10回実施しております。幼児健  
診、1歳半から4歳児までですが、これは偶数  
月第3金曜日、午後1時から年6回実施して  
おります。

あと、健康相談ですが、今申しあげました乳  
児健診、幼児健診の実施日の午前、全町民を  
対象にした健康相談を実施しております。これ  
につきましては、広報や告知端末で周知して  
おります。

これのほかに幼児歯科健診、偶数月1回行っ  
ておりますが、これは健診する医師との調整に  
よって日程を決めて行っております。

あと、おひさまの会というのがあります。こ  
れは、精神障害者社会復帰相談事業ですけれど  
も、偶数月の第4金曜日に実施しております。

栄養教室につきましては、年に四、五回開催  
しております。それから、子育てサロンは年1  
回、発達相談は年2回、保育所給食研究会は年  
二、三回開催していると。これは、毎年大体似  
たような回数で開催しております。

次に、高橋和子委員さんから質問ありました  
結核療養者医療費助成事業の関係の結核の文言  
のことだったのですけれども、やはりこの事業  
は、今は結核患者はおりませんけれども、将来  
患者が出ないということも分かりませんので、  
発生する可能性がありますので、やはりここは  
このまま名称は残しておきたいというふう  
に考えております。

以上です。

副委員長 答弁が終わりました。ただいまの答弁  
に対しての質疑はありますか。

深澤重勝君。

7番 課長さんから答弁頂きました。乳児健診、幼児健診、健康相談、様々やられておったようではありますが、今年は令和で云々ということではないのですが、ちょっと何えぼ実質的には課の事務室的な部分が比率からすれば多いわけですか。

(課は入っていないですの声)

7番 保健センターに旧湯田町の保健福祉課は入っていなかったのですか。入っているように聞いたのですが、入っていなかったのですか。分かりました。ならいいです。すみません。

副委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

副委員長 観光商工課長。

観光商工課長 当課関連の予算審査特別委員会において、淀川委員からのご質問に対して回答保留としておりました北上地区勤労者福祉サービスセンターの利用実績についてご説明申し上げます。

まず、事業内容について改めてご説明をさせていただきながら、利用実績についても説明をさせていただければというふうに思います。予算書につきましては110ページ下段、予算説明書は65ページ下段にございますので、併せて御覧いただければというふうに思います。

本センターが実施している事業は、大手企業や多数の関連グループがある企業など、従業員が多い企業であれば単独で実施されている福利厚生について、中小企業や小規模事業者の勤労者であっても受けられるよう、加入者の会員会費により運営されておりますが、ほかに北上市と本町がその下支えを行っているという状況でございます。

事業内容につきましては、これもちょっと改めまして詳しくご説明させていただきますけれども、結婚祝金や永年勤続祝金、弔慰金、休業、災害見舞金などの事業でございますし、また生活安定支援事業といたしまして灯油購入費の助成、各種健康診断や人間ドック受診に係る助成、

国家資格取得支援事業、あとこの前もお話ししたとおり、スポーツの施設の利用ですとか、自己啓発による講座受講や余暇活用支援、文化施設、休養施設などの利用支援などを、中小企業、小規模事業者の勤労者支援を行っているといった状況でございます。

利用実績につきましては、令和元年度、今年度でございますけれども、3月12日現在の利用者数と金額は弔慰金、見舞金が18人、健康診断、資格助成などで11人、その他事業でありますとか、事業所の利用を含めて89万7,000円の支給実績となっております。

以上でございます。

副委員長 答弁が終わりました。ただいまの答弁に対して質疑ありますか。

(なしの声)

副委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 おはようございます。それでは、私のほうからは、深澤委員からかわまち事業についての資料提供ということで求められておりましたので、本日配付させていただきました。かわまちづくり事業の整備候補地4か所についてということの資料でございます。

若干説明いたしますと、かわまちづくり事業につきましては、平成30年度のまちなか再生事業の取組において、周辺整備の構想の中に和賀川河川敷への遊歩道が検討されたということから、事業推進を行う場合の財源の確保の面から湯田ダムの支所長のほうに相談いたしましたところ、国土交通省のかわまちづくり支援制度というものをご紹介いただいたということです。

かわまちづくり支援制度につきましては、河川とそれにつながる町を活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び地元住民との河川管理者の連携の下、実現性の高い水辺の整備、利用に係る取組を定めるかわまちづくり計画の作成及びかわまちづくり支援制度への登録により、河川管理者と連携した事業推進が可能になるというものでございます。

観光振興計画における錦秋湖周辺の整備ですとか、あとは各種計画事業において錦秋湖を活用した交流人口の拡大のための取組を一体的に捉えて、支援制度登録に向けて進めたいというふうに考えたものでございます。関係課との協議により、主要整備箇所4か所を候補地といたしまして、全体計画案について作成を現在進めているところでございまして、計画案の調整中ということになっております。

令和2年度につきましては、計画内容の吟味、個々の整備箇所の事業内容の精査、河川管理者との事業主体の明確化ですとか、基本設計から事業費の算定、まず関係部署との協議を踏まえながら事業実施年度、年次計画などの検討を踏まえまして、令和2年度の3月の登録に向けて進めたいと考えているところでございます。

また、後日全体計画ができましたときには、説明を十分したいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

副委員長 答弁が終わりました。ただいまの答弁に対して質疑ありますか。

深澤重勝君。

7番 詳しいというか、これからの内容の資料を頂きました。そうすると、これらの全体的な事業をある程度計画が具体化した段階でまた説明するということだったので、あくまでもこれからだとは思いますが、現時点でこれを想定した場合の全体の事業費はどのぐらいという部分はつかんでおりますか。

それともう一つ、湯本地区整備の関係で、川辺までの遊歩道の整備を行うというようなことがあります。やはりまちなか交流館から川まで降りていく道路だろうというふうに思いますが、以前ちょっと耳にしたことがあってどうなのかなということも思った件があってなのですけども、今現在あそこの、湯本の足湯ではなくて、川辺にあるところからも降りていく道路があったというふうに聞いておりますが、日常的にあの辺から降りていって川に親しむという

ような人数、現状幾らぐらい見えますか。

副委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えしたいと思います。

予算のほうにつきましては、本当に今全体計画という部分で具体的に計算をされたという部分ではなくて、あくまでもどういう箇所を整備したいということを事業というか、国土交通省のほうに意思表示をするという段階になっておりまして、まずそれぞれの箇所についてこれからずっと精査を重ねながら、事業費自体についても算定していくという形になるものでございます。

今足湯の話でございますけれども、私のほうで足湯のところから河川のほうに降りていく人数を特に統計を取っているというものはございませんので、何とも数値的には回答はちょっとできないです。

かわまちづくり事業ですけれども、ちょっと説明が不足しておりましたが、河川管理の敷地の部分の事業につきましては国が予算を持つということで、あとは町が実施する事業については町の予算ということになりまして、まずその部分についてこれから明確にしていきながら予算額を算定していくというような形を取っていくものでございます。

以上です。

副委員長 深澤重勝君。

7番 ある程度最初認めれば途中で例えば駄目云々ということではないのだけれども、やはり全体的に、少なくとも何百万円、何千万円、何億円単位ぐらいになるぐらいの部分、曖昧なことは答えられないという部分は分からないわけではないのですが、その辺りをつかまれないのかなということも聞いたわけでありまして。

それから、今言ったように、やはりお役所さんではないけれども、川辺に降りていく人数をデータ取って何人ということではなくて、日常的にやっぱり結構あの辺から川に行っている人が多いものだなとか、そういうような感覚部分

を、あるかないかを聞いているわけでありまして、何か月何人とかデータを出すと、そういうものではありませんので、そういう面で聞いたわけでありまして。要するにほとんどそういう分がないのに、また新たな道を造ったりどうのというのはどういうものなのかなという、そういう思いがありますので、併せてどうですか。

副委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 事業費につきましては、令和2年度の5月に概算要求というような形に計算することになっておりますので、まずそこに向けて事業費を精査したいというふうに思っております。

また、足湯から下のほうに降りていくというような人数、私の感覚的などころでいきますと、今湯本のほうでは湯本のプールを活用しながら合宿なども盛んに行われておりまして、また大会も開かれておりますが、そういう子供たちがかなり夏場ですとか、そういう下のほうに降りていっている状況は把握しておりますし、あとは連休中ですとかもかなり町に人が入っておりますので、その河川に降りていっているという状況を私は把握しております。

以上です。

副委員長 町民課長。

町民課長 おはようございます。町民課における予算委員会で、柿澤委員さんから出されましたにしわが斎苑での霊柩車利用とその対応の保留となっていた件についてお答えしたいと思います。

にしわが斎苑は、通常は2人体制です。職員の休暇等もありますので、時には1人ということもあります。ご質問頂いた2月25日は、確かに1人での勤務体制でした。今回の火葬の件については、日時について申請の段階から斎苑のほうと葬儀業者との間でも事前に相談がいろいろあったようですけれども、町としましては斎苑の業務において、1人体制であっても2人体制であっても霊柩車の利用は問題なく利用でき

るということになっております。これまでもそうですし、今後もそのように運営していきたいと思っております。

それから、訂正が1件ございます。和子委員さんのほうからの質問で、消費者救済資金貸付事業における利用状況についてでございますが、町内には利用者がいませんという回答をしましたけれども、勘違いしておりました。生活再建資金貸付事業と債務整理等貸付の2つに分かれておるのですけれども、現在生活再建資金貸付のほうは利用者はいないのですけれども、債務整理等貸付のほうは2件ございました。現在そのようになっておりました。訂正いたします。

以上です。

副委員長 答弁が終わりました。ただいまの答弁に対しての質疑はありませんか。

(なしの声)

副委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

副委員長 それでは、議案第25号から議案第33号までの総括質疑を行います。

質疑を許します。

早川久衛君。

9番 4点について疑問な点を質問させていただきます。

第1点目は、予算書の2ページに、実は令和2年には税収が、結構高く町税が上がっております。2,592万円プラスになっているわけで、その中でもちょっと注目するのは固定資産が1,675万3,000円ですか。これは、税率に掛けると2億3,300万円ぐらいの掛けた金額ですので、何か訳があるのではないかということが第1点目。

それから、第2点目は、予算説明書の17ページにまち・ひと・しごと創生総合戦略事業がありますけれども、これが令和2年度は30%以上の減額になっております。この事業、私は人口減の西和賀にとっては一番大事な事業ではないかと思って今質問するわけで、去年はこういう

ことで今年はこういうように減らしたという状況を知りたいので、質問しているものです。

それからもう一点、これは課がちょっと分かりませんが、合併して15年時点でいまだに旧町村の東京でのふるさと会が行われているわけで、これをなぜ一本にできないかということで、これたしか旅費か何かで計上しているのか、この予算書では分かりませんので、その計上している課の答えになろうかと思しますので、よろしくお願いします。

それから4点目、予算説明書の52ページに湯田牛乳公社の事業19億4,900万円ぐらいの事業費あるわけですが、そのうちの4億5,654万7,000円を要は計上しているわけなので、これまでも大きくなっている会社ですから、この機会に第三セクターではなくて単独にできないのかという4点であります。

副委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 町税の増額について説明させていただきます。

これまで固定資産税については、土地、家屋、償却資産、その3つから積算しておりますが、毎年3月補正において償却資産については把握できない部分、町の台帳に登載されているものといいますと、大企業に係る償却資産については企業独自の償却資産の増設や廃棄といった申告が行われるために、なかなか当初予算を組む段階で把握できないでございました。

今回は、過去何年間の分を積算しまして、償却資産の分、これまで3月で大がかりに補正をしておりました。今回の3月補正でも2,080万円を補正しましたが、その分を見込んで今回は令和2年度については償却資産を見込んだ分も含めた額になっておりますので、その分が増額になっているかと思えます。

副委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうからお答えしたいと思います。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の関係で減

額になっている分ということでございますけれども、令和2年度につきましてもまち・ひと・しごと創生総合戦略の推進会議ということで、3回分の協議の謝金というものは見ているところでございます。

減額になった分につきましては、令和元年度、今年度につきましては第1次の効果の検証ですとか取りまとめにつきまして、信金中金さんのほうに委託をしていたという部分があって、それは主に旅費の部分でございました。令和2年度につきましても、第2次策定につきましても、どういう形で取りまとめですとか、進め方についての運営の支援について委託をするかどうかというところの判断についてだったのですが、まず12月の国の動向を見ながらということで1年間期間を延長するというような中であって、当初の予算の取りまとめの時点では、ちょっとまだそこが判断できないところもありまして、その分の委託については計上していなかったというところになります。

また、ふるさと会のほうにつきましても、まず担当者というか、担当課はふるさと振興課になりまして、旅費を計上して東京まで出かけているところなのですが、旅費につきましては政策推進事務費の中の旅費に計上しているところでございます。ページでいきますと、予算書の42ページになりますけれども、2款1項6目企画費の中の政策推進事務費の8節の旅費ということになります。

そして、もう一点ですけれども、湯田ふるさと会、沢内ふるさと会の統合の話についてですけれども、こちらにつきましても私のほうも、昨年度もおととしもでしたけれども、どちらの会にも出席いたしまして、そういう統合の方向性というか、お話を聞いておりますけれども、主体となっているのがそれぞれの実行委員会的な組織でございまして、町のほうからそちらの意向を無視して統合を進めるということにはならないというふうに考えております。いずれど

ちらの実行委員会もなかなか統合というのは難しいのではないかとこのふうな判断をされているというふうに理解しております。

以上です。

副委員長 町長。

町長 今委員さんからの質問で、東京のほうでふるさと会、沢内会、湯田会それぞれ別個に開催されています。これは、それぞれ現地で、自分たち主体的に立ち上げてきた会なものですから、こちらで主導してやっていったものでないので、それぞれ皆さんが集まって、1年に1回の出会いを喜ぶというような会合やっていますので、なかなか一つにというのは簡単にはできないかなというふうに思っております。

ただ、両会それぞれ現地の役員の皆さんが頑張っているようですけれども、事務負担というのですか、役員の方は難儀しているということなようで、そういうことで応援できないかというようなことは、要請は懇親会の中で話が出てきたりしておりますが、これまでは町主導で立ち上げたものでなかったもので、それぞれの会で単独でやられているという状況にあるようです。

それから、第三セクターの湯田牛乳公社の経営についてのご案内でした。委員さんご発言のように、最近、ここ数年実力をつけてきて結果が出ているということで、優秀な会社に成長したなというふうに思います。第三セクターの経営改革が大変理想的に進んだという一つの見本ではないかなというふうに思っております。

現在の会社の営業体制を見れば、非常にそういう期待が持てますが、これまでずっとやはり経営してきた中で、人材の不足、スタッフがまだ足りない、引っぱり張っていく人が足りないという現状がありますので、しかし今全国レベルの営業展開をしながら、そういう人材が着々と育っております。今回大型事業、新工場を建築ということですので、これを機会に飛躍していく、そういうところに踏み込んでいく大きなチャンスは迎えていると思っておりますので、会社とし

ても役員会等でそういう協議は進めていくべきだなと思っております。

副委員長 ただいまの答弁に対して質疑ございますか。

早川久衛君。

9番 大体は分かりました。それで、実は4番委員さんも人口減で、一般質問で若干質問がありましたけれども、ふるさと振興課でもう少し、非常に今西和賀では人口減なりなんなりで一番困っているわけですから、令和2年には第1次産業なり、第3次産業なり、企業誘致なりを重点に置いて課の方針をいろんな形で持っていかなければならないのかなと私は思っておりますけれども、その辺の考え方はどんなものでしょう。

副委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうからまち・ひと・しごと創生総合戦略の面での回答ということになるかもしれませんが、現在1次の検証というものを行ってきておりまして、各課で行ってきた施策、政策、事業というのがどういう効果があったということをもとに掘り起こしを行っている段階でございます。いずれやっぱりそれらの実施してきた事業が実際に、具体的に移住ですとか定住につながったかどうかというところの検証をしっかりと行わなければならないというところが一番のポイントだと思っております。そこに今重点を置いているところですし、2次につきましては、より具体的に移住定住につながる施策というものを関係部署含め、例えば地域ですとか、各種団体のほうにも出向いて、意見を聞きながら進めていこうというふうにまず考えているところでございます。

あとは、1次の部分でちょっと反省点としては、やっぱり各課の事業実施は、それぞれがそれぞれで進めてきた感がありますが、まず連携を持ちながら、確認を取りながら話し合いを進めることでより効果が上がる、そういうふうな感

じが今検討会を重ねながら感じている部分でございますので、まずそういうところをしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

副委員長 町長。

町長 人口減少について、ただいま担当課長のほうから発言あったとおりでございます。今度、新年度で第2次総合戦略を視野に入れて、これまでの取組について検証しながら、さらなる計画を戦略的につくろうというふうにしております。

第1次の場合は、いろいろ幅広く、各分野から住みよいまちづくりはどうあるべきかというようなことで取り組んだ経緯がありますが、今回いろんな検証を基に、移住定住、人口を確保するためにはどうあったらいいのかということに重点的に絞り込んで、政策、提案を考えたらどうかというような提案というのですか、意見交換しておりますので、その辺に集中した取組を進めればというふうに思っております。

副委員長 淀川豊君。

10番 私からは、1点お聞きしたいと思います。

今日は、総括質疑ということでありますので、予算全般について、予算編成の在り方ということでお聞きをしたいというふうに思いますが、平成30年度に答申をされた第3次西和賀町行政改革大綱においては、重点推進項目の中の行政の効率化ということで、業務改善の推進ということで、具体的取組の中で事務事業のスリム化ということで、行政評価制度を施策、予算へ反映するルールを構築し、効率的、効果的な行政サービスを提供することに努めるということになっております。そして、年度計画でいくと、事務事業のスリム化が平成31年度まで検討され、令和2年度から本格的に進められるというような予定になっておりますが、今回令和2年度の予算編成に当たっては、行政評価制度が施策されて予算へ反映されるルールは構築をされ、令

和2年度の予算案が編成をされたのか、その点についてお聞きしたいと思います。

副委員長 企画課長。

企画課長 おはようございます。それでは、私のほうから行革大綱関係で、事務事業評価のスリム化という部分についてお答えをしたいというふうに思います。

この計画は、平成30年3月に定められておまして、平成30年度の取組から少しお話をさせていただきたいというふうに思います。第3次行政改革大綱の重点事項の取組として、この財政の健全化の取組というものを上げてでございます。予算規模の適正化を目指した予算編成方針の見直しにここで着手したいというような考え方でございました。

事務事業評価制度の活用でございますけれども、平成30年度中、要するに平成31年度の予算編成から徐々に手をつけさせてもらってきております。具体的には、総合計画のローリングであったり、事業評価シート、これが一番大きいところだと思うのですが、その事業評価シートをそれぞれ各担当課に作成をしてもらって、そのほかにも昨年度料金の改定であったり、団体の見直しできないかというような部分を含めながら、企画のほうでは調査をさせてもらっているところでございます。

また、併せて予算の枠も若干決めさせてもらったところもございます。何%と前年よりも一般財源で縮小をお願いしたいというような中身もその中には含んでございます。そういった中で、総合計画、行革大綱、事業評価、それぞれ反映した予算編成に取り組んできているというところでございます。

今年度の取組は、令和2年度に向けてということになるわけですが、やっぱりやってきた中でどうしても枠組みとか、定着化というのはちょっと課題かなという部分ありますけれども、平成30年度と同じような形で総合計画のローリングであったり、また事務事業評価

のシートの提出であったり、そういったものを繰り返しながらやって、スケジュール感であったりや今後きちんとした形にということか、西和賀町のベースとしてつくり上げていかなければならないという反省点はありますけれども、過渡期といいますか、今進めている段階という形でやっているということになります。

以上です。

副委員長 淀川豊君。

10番 今過渡期であるというようなことでご答弁を頂きましたが、事業評価制度、あるいはその制度が予算へ反映するルールというのはまだ構築されていないということのご答弁ですか。その辺の確認ですけれども。

副委員長 企画課長。

企画課長 説明がちょっと不足して申し訳ございません。令和2年度の予算編成に向けては、本来であれば事業評価シートは決算が固まったところで評価されるものですので、令和2年度予算編成時点ではちょっと中途半端といいますか、まだ動いている状態なので、令和2年度の予算編成であれば前の年の平成30年度の決算状況の内容を事業評価に記載し、その内容を翌年、令和2年度に反映させてもらっているということです。事業評価シート自体は出来上がってございますので、その中身でやってございます。

副委員長 淀川豊君。

10番 ちょっと具体的に聞きたいのですが、事業評価シートの中では、例えばいろいろな事業の優先順位等は明確につけられているものなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

副委員長 企画課長。

企画課長 お答えしたいと思います。

予算の中で、具体的にどういった形で査定するといいますか、仕分しているのかなという部分になるかと思えますけれども、総合計画に搭載されているものを、基本的にはそちらのほうが優先という形で取組を進めてございます。

あとその中で、総合計画にあってもやっぱりまだちょっと今ではなくてもというようなところは、それぞれ課とのやり取り、または団体とのやり取りの中での予算組みという形になってございます。

副委員長 刈田敏君。

1番 おはようございます。大きく2点についてお聞きしたいと思いますけれども、1点目としてはやっぱり財源の不足している分をどう回復していくかということで、一般質問等でもありましたけれども、改めて3点についてお伺いしますけれども、観光面についてはやっぱり総合的に観光をやることで、どういうことを財源というか、利潤を追求していくのかということについて、全体的に観光面について考えをお伺いします。

農業面については、強い農業・担い手づくりということで、先ほども牛乳公社の新築ということもありましたけれども、やっぱり農業全般としてはどうやって西和賀の農業を町民に対してアピールして進めていくのかという点。

それから、林業については、今議会においては新しい風を吹かせていくということで、少しずつでも発展というか、大変意気込みは感じられますけれども、あえてこの3点について、今後西和賀の産業を振興する上ではどういうことを意気込んでいるのか、その点をお伺いいたします。

副委員長 観光商工課長。

観光商工課長 まず、観光のことについてちょっとお話がございましたので、私のほうからお話をさせていただきたいと思えます。

現在行政における観光産業の推進、下支え策というものは観光振興計画により進められているところでございますけれども、これは西和賀町の第2次総合計画としっかりリンクした状況で進めているということでございます。さらには、令和2年度に作成される予定となっておりますまち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも

しっかりリンクさせていただきながら、全体として進めていきたいというふうに考えている、これがまず大枠でございます。

過去のご質問にも回答したことがございますけれども、観光振興計画は令和2年度、3年度と2年間計画を延伸させていただきながら、第3次アクションプランといったものを現在策定してございます。

今年度につきましては、令和元年度におきましては策定委員、これは観光商工推進協議会のメンバーの皆さんですけれども、そういった皆さんには素案を提示をさせていただきながら、現在パブリックコメントをホームページで行うとともに、各策定委員の皆さんは観光関係団体の方々非常に多い状況でございますので、各組織体においても期間をかなり設けまして、しっかりご議論させていただきながらご意見を頂いております。令和2年度の第1回目の策定委員会において、最終的な確定をさせていただこうというふうに思っております。

その中身につきまして若干触れさせていただきますと、観光振興計画は4本の柱で進めさせていただいております。地域資源を生かした魅力的な観光地づくり、観光人材の育成と観光基盤整備、そして効果的な情報発信と誘客活動、さらには国際観光の振興であるといった4本の柱でございます。それぞれの柱ごとに第3次アクションプランでは、自然景観を活用した取組であるとか、町内施設と公共交通機関を活用した取組ですとか、それぞれに対して取組の事項をつくっておりますし、予算もそれに合わせた形でしっかりリンクができているというふうに考えておるところでございます。

全て一気になかなか難しいところはございますけれども、着実に一つずつ歩ませていただきたいというふうにも思っておりますし、行政がやるべきところと、観光関連団体が進めるべきところと、さらには町民の皆様には来客者の受入環境の中ではおもてなしの心を持っていた

だきながら、町全体として観光を進めさせていただければというふうに考えておるところでございます。

以上です。

副委員長 農業振興課長。

農業振興課長 おはようございます。よろしくお願いたします。それでは、農業分野についてお答えしていきたいと思っております。

まずは、人の面の育成というところでは、まずは中心経営体、法人経営体ですとか、集落営農組合あるいは認定農業者、地域で支えてくれる中心経営体の育成を1つ考えてございます。

あと2点目は、第1種、第2種兼業農家が町内にいるわけですが、その方々も将来にわたって農業を継続できるような対策をしていきたいと思っております。

これらにつきましては、農業農村振興プラン、それらに基づきながら実行していきたいと思っております。具体的には何をやるのかということにつきましては、一般質問、予算説明等でお話ししているとおり、まずは畜産振興という部分では、今湯田牛乳公社でヨーグルト工場の建設がございまして。あるいは、大豆、ソバの面積が、特にもソバの面積が急激に伸びているということで、乾燥調製施設など、そういった面での支援をしていきたいというふうに考えてございます。

3つ目としましては、6次産業という部分では産業間連携組織と連携しながら、町内の農産物を町内で消費する仕組みづくりなどに力を入れていきたいというふうに考えております。

最後に、一番基本となる土地基盤整備事業、それらを計画的に実行していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

副委員長 林業振興課長。

林業振興課長 おはようございます。林業のほうは、昨日も少しお話ししたのですが、約9割が森林に囲まれている西和賀町なので、も

う地域資源は豊富にあるということがまず1点だと思えます。その地域資源を生かすということで、今までもずっといろいろと政策を進めてきたと思えます。例えばさわうち病院にチップボイラーが入ったりとか、あと森林組合さんが少しずつ力をつけてきたりとか、そこに自伐型林業が入ってきたりとか、いろいろ今までやってきたことが少しずつ形になってきているなどというところかと思えます。

そこに森林環境譲与税が来たり、あとは今まであまり皆さんに興味を持っていられなかった私有林、自分も今持っているけれども、あまり興味なかったというところに、世の中の的に焦点が当たってきているという流れがあるので、それを生かして、まだ発掘されていないところにお金がちゃんと行って、皆さんの所得の向上に少しでも役立ったりして、事例をまずつくって、そのことによって多分皆さんも興味を持っていられ進んでいくという形をつくっていきたいというふうに思っています。

そういった形をつくっていくのに、興味を持ってもらうという点で、例えば森林環境教育を今回授業に入れて、どんな子供さんたちもそういったことを学んだり考えたりする機会を得るということに挑戦しているのです。そういった面からも続けていきたいというふうに考えています。

副委員長 刈田敏君。

1番 どうもありがとうございます。それで、中身についてちょっと確認したいと思うのですが、観光商工課長が言った行政と観光の、その辺はもう少しお話ししていただければいいと思えますし、あと農業振興課ではソバの乾燥施設、実際今動き等あるのか、その辺をお伺いします。

副委員長 観光商工課長。

観光商工課長 先ほど全体的なお話をさせていただきました。ご質問は、民間組織団体との役割の分担のところなどといったことだというふう

に思います。行政がやるべきこと、当然観光産業の振興は役場の観光商工課だけで進められるものではございませんので、実際には観光関連の事業者さんたちがしっかりもうけを出していただく、その中で雇用も増え、仕事がありというような状況がまずいいような形のサイクルになるのだろうというふうに考えております。

やはり行政がやるべきことというのは、まず一番に観光資源の磨き上げの部分であるとか、資源をつくり上げるハード整備であるとかといったことになろうかと思えますし、さらに観光の関連団体でも連合会的な組織であります観光協会であるとか、商工会であるとか、そういったところへの支援も行いながら事業の、これも観光協会の事業につきましては当然観光振興計画のアクションプランにのっとりた形で進めていただいているといったところもございしますが、そういった中で観光協会の会員の方々ともしっかり連携を取りながら進めさせていただいているというふうに思っています。

町民の皆さんにもご理解を頂きながら、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、例えば過去にもありましたけれども、カタクリの群生地はどこにあるのだというようなお話があったときに、分からないということではなくて、ああいったところに行けばこういった花が今咲いていますよなんていう感覚も持っていただけるように、我々も告知、周知をしっかりとしていければというふうに考えておるところでございしますし、そういった面では、例えば観光協会のホームページは今観光の一体化をしっかりと図っていただくように刷新をさせていただいたといったこともございします。そういった一つ一つをしっかりやっていければというふうに思っているところでございします。

観光商工課の取組といたしましては、例年ですけれども、毎年新たな事業としてチャレンジをさせていただくこととしておりますし、例年予算の中では、新年度といたしまして仙台圏で

の事業を進めたいというようなことですか、物産の中では新たに木工展、インテリア展を開催したいといったことも考えて、常にチャレンジをしていくというような気持ちを持って進めさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

副委員長 刈田敏君。

1番 いずれ危機感を持ってやっているということでもあります。きちっと形が見えるようなものを進めていっていただきたいと思います。

あと、もう一点について質問ですけれども、県立高校の合格発表が昨日ありまして、西和賀高校30名ということで、再募集が10人ということでもあります。今回の西和賀高校の魅力化等予算に関して、教育長はこの予算を今後どういう形で、ただまだまだやっぱり問題点、懸念するところはあると思うのですけれども、今後は考え方としてはどういうものなのかをお伺いいたします。

副委員長 農業振興課長。

農業振興課長 その前に、農業振興課のほうの質問で、大豆乾燥調製施設の関係の質問に対してのお答えをしたいと思います。

先ほど来大豆、ソバの面積が急激に増えたということでお話ししております。その出来上がった収穫した大豆、ソバについては、全て北上の業者に持ち込んで乾燥調製をしていただいているというのが現状です。

そういった中で、今まで北上の業者に全量荷受けしていただいたものが、令和2年度産から西和賀産をちょっと受け入れることがなかなか困難という通知を頂きまして、今現在大豆そば生産組合というものがございますので、その中で検討しているところでございます。議会中の中でも役員会等を開いて、県内、北上市以外の大規模な乾燥調製施設を視察したり、受け入れてもらうよう交渉したりもして取り組んできているところです。具体的にどのようにするかというのは、まだ方向は出てきておりません。

いずれにしても雪が消え、春からソバ、大豆の播種が始まる時には、そういった施設の整備ができていないことには作付ができないということにもなりかねますので、そのようなことがないよう乾燥施設については受入場所を含め、あとは自前、町内での乾燥施設等について様々な面で検討していきたいというふうに考えて、今まさに取り組んでいるところでございます。

副委員長 教育長。

教育長 おはようございます。西和賀高校、今日新聞報道もありましたけれども、合格発表が終わってというところで、西和賀高校についての今後の在り方、町との関わりという部分でのご質問を頂きました。

まず、高校のみならず、町内の保育園児もそうです。小学生もそうです。中学生もそうです。そして、高校生もそうです。町内の子供たちが一生懸命頑張っている姿、活躍している姿を見ると私たちはすごく元気になります。町に活気をもたらしてくれます。

その高校です。私たち教育委員会は、小中学校、もしくは保育園、保育所を所管しているわけですけれども、西和賀高校も支援しています。それは、やっぱり西和賀高校はこの町に必要なのだというスタンスで取り組んでいます。数年前に佐々木朗希君を擁する大船渡高校に勝った、あのときの球場に足を運んだ町民の皆さんはたくさんいたと思います。今西和賀高校の陸上部は、昨年の秋の大会で全県1位、リレーで1位を取っているような大活躍をしています。さらに、令和2年度ももっともっと陸上部は活躍してくれるのではないかなというふうに思います。そういった高校生の頑張りから私たちが得るもの、町民の一体感はとても大きなものなのではないのかなというふうに思います。そういった意味で、やはり西和賀町にとって高校は必要なのだということを共有する、町民が共通理解を持つということが大前提にあるのではないかなと思います。高校がなかったらというこ

とを逆に考えてみていただければ分かりやすいのですけれども、中学校を卒業したならば15歳で町外の高校にみんな出てしまうと。すなわち15歳から18歳の年齢の若者が町に見られない、土曜日も日曜日も部活動でないと、そういった町になってしまったらどうするか。

また、町外の高校に行くとなってしまうならば、一家転住、親子そろって町外に引っ越ししてしまう。人口減少に歯止めがかからないどころか拍車をかけることになってしまうと、そういった部分も踏まえながら、やはり高校を私たちは大事にしていきたいということを考えていきたいなというふうに思います。

さらに、現在町内の中学生、定員40名を満たす生徒数はありません。そうしますと、町外から当然中部学区の学校ですので、花巻や北上や遠野や、そういったところから自由に入学してもらいたいという学校でありますけれども、町外からの下宿制度も取り入れていました。そういった意味で、町外から西和賀高校に来てもらいたいのだ、西和賀高校はこんなにすばらしい学校なのだということを発信していきたいと思っています。

ほかの学校と違うのは何かと。とりわけ令和2年から私立高校も授業料が無償化になるということになって、とても厳しい状況ではあるわけですけれども、私立高校も大規模校です。県内の本線沿いの学校も大規模校です。その中で西和賀高校は小規模校で、きめ細やかな指導が行き届いて、そしてそれぞれが望む進路を達成できると、そういった部分を発信していきたいなというふうに思っています。

それにつけても、高校が町に望む支援と、それから町が高校に望む高校としての在り方、やっぱり町にとっての高校は必要なのだということは、こういう高校であってほしいということをも町としても望むわけですので、そういうところの共通理解を深めていきたいと。具体的に、施策的にどうということよりも、そういった

町民の理解、高校との理解、そういった部分をこれからまず構築していくところから必要なかなというふうに思います。

副委員長 刈田敏君。

1 番 教育長に関しては、今までの結果がここに表れたと思うのですけれども、今後も大変な状況の中では教育長が言ったように、町と高校とのすり合わせをしながら、何とかいい方向を築いていければと思います。

あと、農業振興課のほうにですけれども、ここに掲げる以上、やっぱり西和賀にとっては特色のあるいいソバ、大豆です。手抜きにならないように、着実に進めていただければと思います。意見でいいです。

副委員長 審査の途中ですが、ここで10時50分まで休憩いたします。

午前10時37分 休 憩

午前10時50分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開いたします。質問のある方はどうぞ。

高橋輝彦君。

6 番 2つございます。銀河ホールのあり方検討委員会ということについてであります。もしかすれば私の聞き漏らしだったのかもしれませんが、その場合は確認という意味でお聞きしたいと思います。

去年の予算書のほうには、運営委員会ということであったと思いますけれども、今回はあり方検討委員会という名目で載っております。これは、運営委員会との違い、またそのメンバーについて、その辺をお聞きしたいと思います。

あと、全体を通してということですので、旅行資格の取得について前お話あったかと思えますけれども、その進行状況をお聞きしたいと思います。

2点です。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監 銀河ホールのあり方委員会についてですけれ

ども、従来文化創造館運営委員会というものがあります。任期が今年度で終了します。運営委員会については銀河ホールの事業の進め方とか、計画についての審議を頂いておりますけれども、あり方委員会についてはまた別なものですので、運営委員会とは別な形で新たに委員を選んで検討委員会を組織したいと考えております。具体的なメンバーについては、今現在検討しているところです。

以上です。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 新年度予算に特段旅行業務取扱管理者の予算を置いているわけではございませんが、過去のお話としてということでございます。

旅行業を行うためには、先ほど言われたような資格が当然必要なわけございまして、国家資格でございます。これについての取組については、観光協会のほうで進めていたわけでございますが、観光協会については現在法人化に伴う業務を行うことで必要な旅行業の資格があれば旅行業についても進められるということでございまして、現在の状況でございますと直接の誘客事業を行うためには旅行会社、エージェントの方々をお願いをして、観光協会で企画したような事業について誘客を図っていただきながら、交通、宿泊に関して手数料を取って行うということでございます。

現在観光協会がそれをやろうとしますと旅行業に対する違反になりますので、できないことから、旅行業の資格があれば観光協会も法人としてしっかり収入を得ながら進められるのではないかという検討の下、進められているということでございます。

現在の状況は、法人化については今のところ進めようといひましようか、決定していることはなくて、引き続き検討、研究をしていくというふうに話を聞いているところでございます。町のほうで直接云々といったことはございませんので、観光振興計画で求めている着地型もし

くは体験型の旅行を進めるためにはぜひあったほうが、必要であろうというふうには思っているところではございますが、現在できない状況でありますので、外部にお願いをして来ていただいているというような状況でございます。

委員長 高橋輝彦君。

6番 メンバーについては、今検討中ということではありますが、前の方々とはまた違ったメンバーということのお話だったと思います。違ったメンバーとなりますと、またこれも集まってくいただくのも大変な作業なのかなと思いますけれども、おおよその、そういう違ったメンバーの考えがあれば、具体的でなくても結構ですけれども、こういう方々みたいなお話をお聞きしておきたいと思います。

旅行資格取得についても、やはりそういう今課長が言われたようなメリットがあるからこそ進めていたものでありますし、今現在も進行中というふうなお話だったと思います。今の率直な思いとしては、全くストップしてしまっているような感覚があります。そういうメリットがあるのであれば、観光商工課としても強力に進めていくべきなのではないかなと思っておりますが、その辺りお聞きしておきます。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 現在の状況をもう少し詳しくお話ししますと、ストップしているということではなくて、旅行業の資格取得、資格ある方は既に観光協会にいらっしゃいます。昨年4月から就任していただいて、令和元年度については観光協会が自ら求める形で法人化をするのかしないのか、当然法人化をするという意味は、責任ある立場としてやっていくということでございますので、着地型を進めようとする旅行業の動きをするために必要な法人化でございまして、そこをまず組織として責任を持った形で進めていくという前提の下に町は支援をさせていただきたいというふうに考えているところでございまして、当組織体においての検討がまず一番で

あろうというふうに考えております。

当然町としては、直接誘客できるような形であれば、様々な企画を自分たちが考えて進められるということではございますが、現実的にはそういった部分についても人材の問題もございまして、そういったところも全てクリアする中で、観光協会の会員の方々全てがご理解を頂いた形で進めたいということをもとに我々としては望んでいるところでございますので、そういった部分については我々もオブザーバーとして積極的に関わってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監

あり方検討委員会のメンバーについてですけれども、運営委員会と全く違ったメンバーというお話しましたが、新たに選ぶという形の話でございます。メンバーとしては、今まで銀河ホールの事業に関係してきた町内の団体等からも考えておりますし、あと在り方とか法人の検討でもありますので、県内で文化施設等を同じように運営しているところもありますので、そちらのほうからも、外部からもアドバイスみたいな形の意見は聞ける外部からの委員のほうも今検討しているところです。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 私からは、今回予算に上程されております庁舎改修事業について、この予算を算定するに当たって、庁内であり方検討会が開かれているようです。このあり方検討会には総務課、企画課、町民課、3課の課長が参加しているということで、総括で質問いたします。

今回の庁舎の在り方についての一番最初、このような計画が出たきっかけとございますか、A I S設計事務所に依頼して劣化調査をしたところから始まっていると思います。この劣化調査については、昨年の3月に結果が出て本町のほうに来ていると思います。そのときに、

今回提示されております沢内庁舎を解体し、老人福祉センター改修、湯田庁舎を耐震工事、改修工事をするという提案も併せて設計会社から来ているはずですが、これは設計会社に確認しております。

ということは、設計会社担当から聞いたのですけれども、どの課が入るかという課の名前までおっしゃっていましたが、ほぼ昨年の3月時点で今回提案した案の8割方はできていたはずなのです。であれば、これほど危険な、これほど重要な問題の第1回の検討委員会が、3月に分かっていたはずなのに、8月の29日です。5か月間何をしていたのでしょう。我々町民には11月下旬、12月に説明し、この状態は放っておけないと、3月の予算に上程したいと。4か月しかないのです。本来であれば、これほど重要なことが3月に分かっていた時点で、3課の6人が参加している会議ですので、4月、5月に集中的に10回でも20回でもできるはずなのです。そして、6月から住民に説明して、そして3月の予算に上げよう、それが本来の姿だと私は思います。なぜこれができなかったのか。忙しいという理由は当てはまらないと思いますし、そんなことはあり得ないと思います。

私が考えるには、役場職員の危険の認識とございますか、危機管理が欠如している、もしくは町民、議会に議論をする時間を与えないままで、この議会に提案する、この2つしか考えられません。どちらでしょうか。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

庁舎の在り方の検討会の件についてですけれども、平成29年度に庁舎の在り方の検討会が設置されて、その中で両庁舎の現状の把握と個別施設計画策定の検討をまず行っているということになります。そして、平成30年度に湯田庁舎と沢内庁舎、開発総合センター、老人福祉センターの劣化状況調査の実施及び個別施設計画の策定をしております。令和元年度になってから

の庁舎のあり方検討会を開催しているというふうな流れにはなっております。

先ほど委員さんがお話しされました庁舎の在り方について、検討資料として業者の方から提案という形は受けておりますけれども、それが全てといたしますか、検討案を提示され、その中であり方検討会の委員で検討を進めてきたというふうに理解していただきたいと思います。

先ほどお話しされたように、業者さんからの提案ありきという考え方ではありませんので、まずその検討案を基に検討を進めてきたというふうにご理解いただきたいと思います。

その検討を進める中で、ちょっと時間を要したということで第1回目が8月になったということでもありますし、危機管理が欠如しているという部分ではないと、我々も危機意識を持って庁舎の在り方について検討を進めてきたということでもありますので、その点をご理解いただきたいと思います。

以上です。

委員長 高橋副町長。

副町長 私からも補足でちょっとお話しさせていただきます。

職員の危機意識がなかったのではないかとのご指摘ですけれども、庁舎の在り方についての検討につきましては、以前もこの場でお話ししましたが、平成28年度に西和賀町の公共施設等総合管理計画というものを策定しまして、この計画は議員の皆様方にも配付して説明している計画でありますけれども、それを受けまして平成29年度に、庁舎の在り方の庁内の検討会を立ち上げて、庁舎の現状や個別計画の策定の検討について話し合ってきたという経緯であります。

それと併せて、前回もちょっとお話ししましたが、平成28年の6月議会に、庁舎の関係で提案申し上げました平成28年度から大幅な組織の改正を役場で行ったことと関連して、庁舎の課の配置替えについて提案したところ、こ

の間もお話ししましたが、議員の皆様方からは職員への周知や協議が不十分だったのではないかとのご指摘と、それから6月議会に提案した理由は何かというご指摘と、それと配置替えに対する説明が不十分ではなかったのかという、こういったご指摘を受けて、庁内の職員で庁舎の在り方の組織を設置して、平成29年度から今後の対応について協議してきたという経緯ですので、慌てて何かばたばたやって、十分な時間も与えないで協議してきたというような、そういう捉え方は私としては極めて遺憾ですので、総務課長が答弁したように、そういった取組をしてきておりますので、ぜひご理解いただければなというふうに思います。

委員長 高橋宏君。

8番 町長も昨年の2月13日の議員の政策研究会でしたか、まだ調査結果は出ていないけれども、どうやら沢内庁舎はいい状態ではないと、使えないかもしれないというような話をされました。ということは、その結果、予想した程度悪かったのか、予想以上に悪かったのかは分かりませんが、危険の認識は町長も持っていたはずですし、調査段階での担当課も持っていたはずで、それが出たわけですから、それに今までの話といたしますか、いろんな資料を見たところ、町長も分庁舎でやりたいという意向を持っているということも担当課は分かっていたはずで、だとすれば、それに沿ったような結果が出たわけですから、すぐに進める何の支障もなかったはずなのです。

先ほども言いましたけれども、我々にも、そして町民にもゆっくりしてられないというような表現を町長は使っています。そのとおりだと思います。ゆっくりしているのは、庁内の方々ではないのですかと私は言いたいのです。3月に分かって、8月の下旬まで検討委員会開いていないと、ここの理由について、我々には11月に説明して、3月の予算ではやりたいのだ、来年度はやりたいのだ、ゆっくりしてられませ

んと、そういうように聞くのですけれども、なぜ庁内ではこんなにゆっくりしていたのですか。この説明が私には分からないのです。その点についてもう一度お伺いします。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたけれども、劣化状況調査の報告、あとは個別施設計画の策定等行って、そして検討案という部分もお示しをされているということですが、会議を開催するに当たって、提出された検討案の内容を検討する部分、あと劣化状況について内容を検討する部分、そういう部分を担当課のほうで内容を検討する時間が必要であったということで、8月の開催になったということになります。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 設計事務所の詳しい資料は、私見ていません。見たかったのですけれども、設計事務所のほうもいろいろ担当が忙しいということで見えていませんので、ですけれども先ほど話したように、会話の中からどの課が入るかまでちゃんと出している。役場が今回示した案とほぼ同じような話が聞けたので、そんなに大きな計画変更があったとは思われません。なぜこんなに、5か月もかかったのかということをお聞きしているのですけれども、併せて今回危険ということと、財政の問題が出ています。新庁舎を建てるには財政が厳しいという話が出ています。

12月の議会のとときに私質問した際に、町長は新庁舎については二十数億円かかるであろうというような答弁がありました。そのためには、半分の10億円ぐらいの基金を積まなければいけないから、なかなかこれからは難しいという話だったので、先ほど言いました2月に、町長が住田町は10億円ぐらいでできたかなというような話をされています。調べたら12億円でできていました。我々議員も視察に行ってきました。木造で非常に立派な庁舎でした。同

じ県内の、同じ規模の市町村が12億円で庁舎を木造で建てています。そのような検討がなぜこの検討委員会の中で開かれなかったのでしょうか。2月に町長も言っているように、住田町では10億円程度で庁舎ができていると。12月になったら20億円以上だと、10億円も跳ね上がっているのです、新庁舎について。もし10億円なり12億円で新庁舎のことを検討していれば、基金も半分で済むはずですよ。

12月の一般質問でも言いましたけれども、保健センターの基金3億円、4億円積んでいるのでしたら、それを転用すればという話をしました。だから、なぜそれができなかったかということと、私のほうでは役場から提出された資料しか持っていないくて、一般質問のときと同じ話になるのですけれども、検討委員会の中でランニングコストの話をしました。いろいろな数字、見方あると思うのですけれども、これも当然検討委員会の中で話されているのではないかなと思ってお聞きするのですけれども、10年後、累計で湯田庁舎改修した場合でも8億円ぐらいかかることになっています。20年過ぎると10億円を超えます、15億円になります。20年先まではシミュレーションしないにしても、10年後程度のシミュレーションはして当然だと思います。先ほど言ったように10億円程度で庁舎ができるのであれば、10年後、累計で8億円ランニングコストにかかるところを、ここ何とか財政努力で埋めながら新庁舎を建てられるのではないかなというのが、この委員の中から一人ぐらい話が出ては私はおかしくないのではないかなと思うのですけれども、そういう記述が見られないので、そういう検討されたのか、併せてお伺いします。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

庁舎のあり方検討会の中での会議の検討状況という部分についてお答えいたします。検討会の中で、やはり新庁舎を建設するという検討案についても当然協議はされております。庁舎を

新たに建てたほうがいいのではないかという意見も当然ありました。ただし、そういうふうな意見もありましたけれども、これまでお話ししているとおり、建設場所、あとは施設規模、そういうふうな部分に協議する時間がかかってしまうと。そういうふうなことで、やはり新庁舎の建設は、あと先ほど言いましたとおり、財源的な基金の積立てもないという部分で、新庁舎については協議する時間が必要である、あと財政的に財源の確保が難しいというふうな内容で、まず庁舎の建設については、今回はちょっと無理ではないかというふうな話になったところがあります。

ちなみに、住田町さんの話もされていますけれども、そちらのほうでも建設までにはやはり5年とか、そういうふうな協議期間を置いて庁舎の建設というふうになっていますので、ほかの自治体も同様に、新庁舎を建てるとなればやはりかなりの協議期間が必要になるというふうな事例もありますので、そういうことから今回は新庁舎について建設はちょっと無理だろうというふうな、検討会としてはそういうふうな判断をしたものであります。

あと、委員さんがおっしゃられました長期修繕計画の関係だと思えますけれども、この計画については国土交通省の基準による耐用年数をベースに修繕、更新周期を定め、事業費を計上するという方法で策定しているものですので、今回示されている金額については長寿命化を図るための目安となる計画であるということであり、まずそのとおりにお金をかけるか、かけないかという部分に関しては、やはりそのときの状況により判断していくものと考えております。

以上です。

委員長 高橋副町長。

副町長 ちょっと補足させていただきます。

住田町の庁舎の建設の関係ですけれども、住田町は新庁舎建設事業費は15億円で、建物の建

設が12億円で、用地取得等々で3億円で、合計15億円かかっておりますが、落成したのが平成26年の9月なのですけれども、平成5年から基金の積立てを開始しております。大体20年ぐらいかけて積立てを行っております、庁舎の建設基金が約12億円、ほぼ基金で住田町は建設しております。そういった住田の場合は、簡単に10億円あれば建てられるのではないかということ、庁舎に関してはそういうことはなくて、各自治体かなり慎重に基金を長期にわたって貯金をして、政策の判断、優先順位からすると、庁舎建設というのは極めて最後のほうに持ってきていますので、住田町も慎重に対応してきたというふうに思われます。

それから、最近では葛巻町が今庁舎建設を行っておりますけれども、葛巻町は新庁舎建設事業費が約40億円です。建設費が37億円で解体費用が3億円ということで、合計40億円見込んでいるのですが、葛巻町の場合は建設に充てる基金を10億円、基金として平成21年から積立てを開始しております。

庁舎の建設に関しては、保健センターの基金をそっちに寄せたらいいのではないかというふうに、容易にというか、簡単にそういうお話ししますけれども、それぞれの目的で今対応してまして、手続を踏んで総合計画にも位置づけて進めているものを、何で10億円なのかというのがちょっと疑問なのですが、住民の皆さんから場所、それから庁舎の機能とか様々なご意見を伺って十分に議論して進めていかないと、庁舎建設というのはなかなか難しい問題ではないかなというふうに思っています。

ちなみに、平成の合併で17か所合併したのですが、合併自治体で新庁舎を造ったところは1か所、八幡平市ですけれども、八幡平市に関しては新自治体建設計画の中に合併前からきちんと位置づけて、そして新庁舎を建築してきたという経緯があります。合併してから10年後に八幡平市は新しい庁舎を造ったのですけれど

ども、そのほかは遠野が3.11の地震で遠野の庁舎が壊れて、そして一部新しく建て直したということはありますけれども、それ以外の自治体では庁舎の関係は、最近では今お話しした住田町と葛巻町ということになります。

委員長 高橋宏君。

8番 今言われたような資料があって、私も別に10億円が簡単だという意味ではないのですけれども、今言われたようなことがあって新庁舎が無理であるということであれば、それを長い時間をかけて町民に説明するべきであったと思いますし、私の印象として、先ほどから言われているように、11月にもう危険であるから早くしなければいけないと、財政が厳しいと、その2つの点だと思ったので、そういう意味で私は財政の面と危険という意味での危機管理はどうだったであろうという意味で聞きました。

今までの話の流れの中といたしますか、私はやはりいろんな角度の検討、説明が住民に不足しているのではないかと改めて思うのですけれども、町長の見解をお伺いいたします。

委員長 細井町長。

町長 行政の府である役場の建設について、いろいろ議論されているわけです。役場の庁舎建設となりますと、場所の選定が非常に大きな課題となります。西和賀の場合は、これまで太田と川尻が行政サービスを提供してきております。今回いろいろ庁舎問題があったわけですので、この町のありようを考えると、まずそれを大きく動かさない形の中で行政サービスを提供できる場所を確保することが大事ではないかということで意見を述べております。

委員長 高橋宏君。

8番 感じ方ですので、答弁は求めませんけれども、先ほど川尻と太田という話、庁舎のある地区という話をされましたけれども、正確にデータ取っているわけではないのですけれども、私は太田の方々からも大野地区1か所のほうが良いという話を多く聞いております。この辺は

認識の違いでしょうから、答弁は求めませんけれども、これについてはまだまだ私は議論が不足していると思いますし、町民が納得している状態であるとは思えませんので、いろんなことで町民の意見を聞きながら進めていくべきだということで、私の質問は終わります。

委員長 深澤重勝君。

7番 一応聞くことを聞いてから今の問題にもちょっと触れたいと思いますが、ささやかなことでありますけれども、予算説明書の68ページの上段に、観光商工課、観光費の臨時事業で150万円、昨年度の50%アップで、連泊者の増加対策を実施するというように書かれておりますが、具体的にこれはどういうことを指すものなのか、その具体策と、また予算編成時点で今日のコロナの問題が出て、いわゆる宿泊者が激減するというのも予測したものかどうかも含めてお伺いしたいというふうに思います。それが1点。

それと、この中の活動指標で500人の宿泊者を見ております。想定観光消費額が1,230万6,000円になっておりますが、これは単純に500人でこの金額ということですか。想定ですから多少の違いはあると思いますが、取りあえずそのこと。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

予算説明書68ページの観光費臨時事業に係る西和賀町宿泊助成事業のことについてです。昨年度100万円に対して今年度150万円で、50万円増という状況についてということが1点だと思いますので、まずこの事業につきましては令和元年度から始めた事業でございます。これは、現在他の市町村でも多くスポーツをメインとした宿泊助成事業を進めております。北上市であるとか、奥州であるとか、花巻であるとかも進めておるわけですが、観光商工課ではスポーツに限らず宿泊される方々、目的は問わず、人数等の基準はございますが、そういった中で連泊

をされる大人数の方々が宿泊される場合への補助金を各事業者、旅館やホテルに助成させていただいているという事業です。

今年度実際実施してみまして、補正予算としても計上させていただいて、お認めいただいたところではございましたけれども、今年度の状況では124万円ほどの決算になる予定と見込んでおります。そういった中で、新年度事業としては150万円を見込みまして、さらに現在学生を対象にしておりますが、もっと広げまして社会人もしくは実業団等の方々にも利用できるような制度改正を行う予定として現在検討を進めているところでございますので、そういった部分も含めて予算計上については増額をさせていただいたというところでございます。特にコロナウイルスがあったからということではなくて、継続的な事業として最低3年ほどは何とか進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

新型コロナウイルスのお話もちよっと出ましたので、併せてお話をさせていただきますけれども、観光協会のほうで現在の状況として、新型コロナウイルスに関しての宿泊客のキャンセルの状況などをちょっと聞いていただきました。1月からではございますけれども、1,000人以上のキャンセルがあるというような状況でございます。

観光協会の理事会等の会議ではなかったのですけれども、昨今行われた湖水まつりの実行委員会の中では、実は町についても何か支援策はないのかというようなお話も出ているようでございます。現在国のほうでは様々な資金繰りの支援拡充を行っておる最中でございますので、緊急対応策の中でその状況をしっかり見据えながら、県も進めておる事業もございまして、直接町がどのような支援ができるのかというのは、様々な団体の中からの要望なども含めてお聞きした中で検討、研究が必要だろうというふうに考えておるところでございます。国は、か

なり大幅な施策をつくっておる、新たな制度もつくろうとしておりますから、そういった部分についてももしっかり見据えた上で対応させていただきたいというふうに考えております。

(活動指標についての声)

観光商工課長 大変申し訳ありません。活動指標についての500人泊の観光消費額のお話と。観光消費額につきましては、現在の観光振興計画を策定する段において、データを収集した季節ごとにおけるモニタリング調査でございます。来町者の方々がどういったお金の使い方をしたのかというのをしっかり把握しておりまして、例えば県内の方々、県外の方々が泊まった場合ではどれぐらいのお金の使い方が違う、宿泊であるとか、日帰りである場合にはどういったお金の使い方になっているのだというのを町のほうでは把握しておりまして、それが基本的なデータとしてあるわけですが、観光消費額については宿泊でございますので、宿泊の場合で県内、県外、今の状況ではこういった方々がいらっしゃっているというのが分かりますので、そういった比率に応じて金額を出したところ、予算としては150万円を町としてはかけようとはしていますが、それに伴って町に落ちるであろう、完全に落ちるということではないのですけれども、1,200万円規模の観光消費が見込まれるという活動指標というふうになっているところでございます。

委員長 深澤重勝君。

7番 あくまでも想定ですから、多少のずれはあるにしろ、おおむね500人を想定して1,200万円というのは、1人当たりからすれば2万4,600円ぐらいになるのです。そうすると、大分前ですが、課長さんに安ヶ沢のカタクリまつりの開会セレモニーにおいでいただいて、祝辞で観光客1人当たり7,000円ぐらいの消費を見込んでいるというご挨拶を頂いて、高い安いはともかくとして、「へえ」と思った、そういう思いがあります。

それで、これあくまで今度は宿泊ですから、どの程度の宿泊料になるかあれなのですけれども、町内の旅館代は、極端に高いところはおもかくとして、一般的にどの程度の宿泊料、バーデン辺りも含めて。そしてまた、今言われるような、宿泊以外の1人当たり7,000円ぐらいを仮に想定してみても、これちょっと活動指標というのは実際の数字からあまりにもかけ離れている見方ではないかなというふうに思うのです。ましてやいろいろな層があるにしても、学生やスポーツ関係で、あるいは銀河ホールに演劇関係で来る人たちは、一般の人よりは、一般的な消費というのは少ないのではないかなというように予測するわけですが、そのことからすればやはり今言ったように、繰り返しになりますけれども、金額的にあまり乖離があり過ぎると。

そうすると、商売でも事業でも一応収支計画を立てる場合に、収入見込みというのはあまりにも違った数字でやると、それ自体成り立たなくなってくるわけでありますから、やはり150万円というものを補助金として出してどの程度の見返りというのは、実績を高く見たいという心理は分からないわけでありますけれども、あまりにも乖離した数字ではないかなというふうに感じたわけであります。

これが具体的にそういうようなものだとすれば、ほかの事業もかなりこういう数字が出ておるものですから、実際の補助金やいろんなことを出したけれども、消費額の乖離、その部分を十分に検討していくべきだと思うし、その辺の見解を求めたいというふうに思います。いかがですか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 観光消費額につきましては、今資料調べていたのですけれども、ちょっと持ってきていなかったようで、大変申し訳ありません。観光消費額は、先ほども若干触れましたけれども、宿泊であれば県内と県外の違い、さらに言うと県や国のほうでは外国の方であるとかとい

うような区分けもあるわけがございます。日帰りについても県内と県外に分けておまして、安ヶ沢のカタクリまつりの中でお話したのは、あれはたしか日帰り観光客のお話だったというふうな記憶があります。宿泊される方ももしかするといらっしゃるのかもしれませんが、カタクリ回廊の期間の中でカタクリを巡る方々というのは、もしかすると日帰り観光客の方が多いのかなといった中でたしかお話だったような記憶がございます。そういったことから数千円といったものと、宿泊であれば数万円といったものがございます。

今ちょっとデータありましたので、若干これも触れさせていただきます。春、夏、秋、冬に分けておまして、例えばたまたまカタクリのお話が出ましたので、春のお話をさせていただければ、日帰り観光客で、県内であれば3,867円ですとか、県外からいらっしゃった場合には5,044円であったりとか、あと宿泊になると急に増えるわけですがけれども、県内であれば2万2,862円、県外の宿泊の場合は3万5,466円。観光消費額は、あくまでデータでございまして、指標の中には確かに1,200万円とかという数字がありますけれども、これは観光消費額は交通費なども入っておりますから、一概に全て町に落ちるということでもないのです。あくまで旅行者が使う経費の算定基準ですから、1,200万円落ちるから150万円はいいよねというお話でも決してないということでございます。あくまで比較論として、前年度こういったものであったけれども、今年度はさらに観光消費額を増やしていこうという対比データというふうな考え方を思っただけであればいいのかなというふうに思います。

ちなみに、岩手県も同様にデータがございまして、似たような数字にはなっておりますので、岩手県よりは若干安かったり、時には若干高かったりしている部分もありますので、おおむねデータとしては適正なデータなのだろうなとい

うふうに我々のところでも捉えておるところで  
ございます。

以上です。

委員長 深澤重勝君。

7番 説明が多くてちょっと混乱するようであり  
ますが、いわゆる私の言いたいのは、県下全  
般の今言ったように1泊2万何ぼとか3万円な  
んていうのはこの西和賀で当てはまる数字では  
ないわけでありますから、実際的に観光立町を  
目指してやるといういろんな施策をするときに、  
それぞれの大きな財源不足の中でかなり大きな  
お金を使うわけでありますから、実際具体的に  
どの程度の、いわゆる見返りといいますか、そ  
ういう効果というものも十分検証してやらなけ  
ればならない極めて大事なことであろうなとい  
うように思うので、実際の消費額なりと、想定  
している消費額の乖離が大き過ぎるような状態  
ではあまりよくないのではないだろうかという  
ことで言っているわけでありますから、十分に  
検証してほしいというふうに思います。

それから一つ、ちょっと事が事なのですから  
聞くのも浅ましいような感じ、聞かれるのも浅  
ましいような感じするかもしれませんが、  
深澤晟雄資料館の運営補助金であります。やは  
り政治の政策的なものというのは、いわゆる予  
算編成権を持っている人のそれぞれの価値観の  
違いでかなり大きく開きが出てくるものであり  
ますから、そういう意味で深澤晟雄資料館の歴  
史をたどってみると、平成20年開館で平成21年  
に130万円の助成がありました、NPO法人に。  
そして、平成22年になくて、平成23年から40万  
円ずっと深澤晟雄資料館を管理するNPO法人  
に補助をしてきたわけでありますが、昨年40万  
円から30万円に減額されました。

それで、聞くのも浅ましいということはそれ  
からなのですが、たまたま観光商工課の同じペ  
ージの中で、今補助金の増額というのはちょっ  
と目につくものですから、深澤晟雄資料館が10万  
円減額されて、その2段ぐらい下にへら鮎釣研

究会が10万円増額されておったわけでありまし  
て、ストレートにそれからこっちというつもり  
はないのですけれども、一面「あれ」というよ  
うに思ったわけであります。

それで、やはり深澤晟雄資料館のありようは、  
同僚議員が観光資源として活用していくべきで  
はないかなということを一一般質問でかなり議論  
されておりますし、昨年の予算委員会でもこの  
件については議論されておりました、それぞれ  
答弁されておりましたが、特に合併自治体なん  
ていうのは、ある程度時間がたっても、一面か  
なりデリケートな部分があるものですから、そ  
ういったことの価値なり配慮というものを考え  
ると、このまま減額されたまま、被害妄想かも  
しれませんけれども、このまま何かを機に減額  
されるようなことがあれば、開発総合センター  
の解体と同時になくなるのかなというような思  
いもしないわけでもありませんが、その辺りの  
深澤晟雄の功績をたたえる部分と、ある程度偉  
人の部分が観光資源になるという部分、全国に  
いろいろあるわけでありますから、その辺りの  
ことも含めて再考をしていただきたいというふ  
うに思うことと、その考え方をまた改めてお  
伺いしたいと思います。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 深澤晟雄資料館の補助金である  
と、今ご質問の他の事業については、令和元年  
度の予算からこのような状況になっていること  
でございます。観光商工課、観光施策を進める  
中で、深澤晟雄資料館についての考え方をしっ  
かり考えておるところでございます。現在深  
澤晟雄資料館の入館者数といったものは、それ  
こそ今お話があった平成20年度、これは映画な  
どの効果もちょっとありましたが、2,000人、  
翌年は3,000人を超えているような状況、さら  
に4,000人にいっているというような状況でご  
ざいました。そういった中で当初としては観光  
商工課、観光セクションにおいて支援をしてき  
たという経緯がございます。

現在の状況といいますのは、平成29年度においては1,000人強、平成30年度は1,000人を割り込んでいる状況で徐々に減ってきていると。先ほどもちょっと別の委員さんからご質問があったりもしたわけですが、予算編成方針の見直しの中で、行財政改革の中では、観光振興に伴う行政評価の見直しもしっかりしていかなければいけないところでございますので、そういった中では補助金を減額をしているといったことでもございます。

そもそもなのですが、この40万円という算定の基準は、深澤晟雄資料館は現在建物の固定資産税の支払いを元として、たしか40万円というのはつくっていた経緯が実は過去にありました。現在たしか総会の資料を見ますと、十二、三万円ほどになっておりまして、それに合わせる形で下げていくという手もあったことではございますが、そういったことではなく、委員さんがお話ししたとおり、西和賀にとっては偉人でございますので、深澤晟雄さんの取組といった、そういったものをしっかり伝えるという活動を支えるということをさせていただいております。

そういった意味で、若干金額に対しては計上額を落とさざるを得なかったところではございますが、継続して観光商工課では支援をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

委員長 ここでお願いを申し上げます。質問者もしくは答弁者については、簡潔明瞭にお願いをしたいと思います。

どうぞ。深澤重勝君。

7番 ですから、それぞれの判断によってそういう金額を査定するだろうというように思うのですが、今言ったことは浅ましい話なのですが、このへら鮎釣研究会と比較するつもりはなかったのですが、たまたまへら鮎釣研究会の10万円増額してという部分でかなり大きな引っかけりを持ったものですから、その辺りの増額する部分とストレートにリンクするつもりはありませ

れども、やはり目につくのです、すぐ隣に一方では減額、一方では増額するというのを見ると。人間ですから、浅ましいものですから。その辺りも含めて増額する考え方と、あるいはそう思われることはないのだろうとか、あるはずがないよとか、いろんな考えがもしあったとすれば含めてお願いしたいのですが。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 他事業との比較といったことで検討していることではございません。

委員長 深澤重勝君。

7番 予算審査ですから、お願いや意見というのは控えるようにと言われておりますけれども、今言った様々な活動内容を、やはりその人よっての価値の違いだと思いますが、少なくとも減額することのないような支援をしていただければということをお願いしておきたいというように思います。やはりやっている人たちの意欲の問題にかなり大きく影響するものですから、金額の額はいずれにしろ、十分配慮していただきたいなというふうに思います。

それから、庁舎の問題であります。結論的に昨日も申し上げましたし、あるいは一般質問、舌足らずな部分あったわけでありまして、町民に対して、あるいは町民の意見というものがほとんど反映されるような状況のない中でこのまま進むとすれば、少なくともこの町に、あるいは町民の心に極めて大きな禍根を残すだろうというふうに危惧するわけでありまして。そういう面で今までの取組、同僚委員が言った部分もあるわけでありまして、いま一度職員の安全をどのように確保していく中で、余計な投資をしないで時間をかけて町民の意見を聴取する、あるいは議論をするという時間を持つようお願いするわけでありまして。

町長は一般質問での冒頭に合併当時のことはないということを言っておりましたけれども、言ったように全て庁舎は建築しないということから発しているわけで、ですから全然検討もし

ない、新自治体で検討することということになっておったわけですが、10年抜きに。ですから、検討もしない、基金もちろん積み立てるつもりは毛頭ない、そういう流れで来ているわけにありますから、それが本当にこれからの西和賀にとって、これから若い世代にとっていいことかどうかというものも極めて議論しなければならない、検証しなければならない課題であろうというように思うわけでありまして、危険性のことを強調し過ぎると常に言ってきたわけですが、総合所見の中で倒壊のおそれがあるような文面は全くないわけにありますから、少なくともやるとすれば、この庁舎を耐震すれば、せめて副町長言うように耐震さえしておればというようなことで、それは可能だというふうに思いますので、そういう部分も含めて総合的に検討していただきたい。そのことを申し上げて、取りあえず今回この辺で終わりたいと思います。

委員長 柿澤繁俊君。

11番 町の空き家、それに課せられている税はどれぐらいになっているかお尋ねします。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 空き家の件数ですか…。

11番 件数と課せられている税。

(税金ねの声)

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 空き家の件数につきましては、ふるさと振興課のほうで把握している件数は、今144件ということでございます。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 空き家として捉えている件数それぞれに関する固定資産税についての資料を今持ち合わせておりませんので、確認をして後で報告させていただきます。

委員長 柳沢安雄君。

3番 私のほうから2点ほどお伺いさせていただきたいと思いますが、予算説明書の中の68ページの中で、昨年度が1,754万円、それ

で今年度は793万2,000円となっておりますけれども、この減額でございますけれども、どうしてこの数字が減ったのか、予算的にちょっと減ったのか、その辺をお伺いさせていただきたいと思います。

あともう一点、インバウンドということで、西和賀町に訪れている国外からのお客さんはどのくらいだったのか、昨年の実績でよろしいので、ぜひお知らせいただければと思います。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 予算説明書68ページの観光協会の予算のお話ですね。観光協会につきましては、観光協会からの予算要望に伴って査定をしながら予算編成をさせていただいているところでございますが、中身については人件費が減少した、人数に変更が生じるようなお話を聞いております。そういった中で予算が減額になるということでございます。

それから、インバウンドのお話でございます。外国人の宿泊者データになりますけれども、これは年度ではなくて、平成30年1月から12月までが350人泊になります。平成31年の1月から3月が39名というような状況でございます、今最新の状況はまだちょっとできていないというような状況でございます。

以上でございます。

委員長 柳沢安雄君。

3番 ただいまご説明いただきましたけれども、インバウンドということで、今全世界を揺るがしている新型コロナということで、これから国外からのお客さんがどんどん減ってくるのではないのかなと予想されるわけでございますけれども、事業者にとりましては非常に厳しい経営状況が強いられてくるのではないのかなと思うところでございますので、ぜひ西和賀の活性化のためにも事業者にご支援を頂きますよう、要望ではないけれども、要望は駄目だということになっていきますけれども、改めてよろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

委員長 高橋和子君。

4番 3点ほど簡単にお伺いしたいと思います。

1つは、今コロナの話が出ましたが、こういう地域はよそよりかなり遅く侵入してくるということも考えられますが、非常に対応が大変ではないかなと思います。あらかじめそういったコロナが町内で発生したとなったときには、どういう体制が取られるようなご相談されているかお伺いします。

委員長 健康づくり推進監。

保健師長兼健康づくり推進監 コロナウイルスのことについてお答えいたします。

3月の1日、そして3月の16日に全戸配布をさせていただいておりましたけれども、「新型コロナウイルスを防ぐには」というふうなチラシでございます。そこに書いておりますとおり、症状に心当たりのある方の問い合わせ先がありますけれども、そちらにまず問い合わせをさせていただいた方がコロナウイルスに感染した場合ですけれども、そうなった場合は保健所、いわゆる県のほうから市町村に連絡が来るものと思われまます。そこは、まだ実際に感染者が出ておりませんので、そういった対応になるかと思ってお答えであります。そうなった場合は、濃厚接触者等の対応について指示があるものと思われまます。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 特別町としてこういう対応というのは、申合わせたりというのはしてなくて、いずれ保健所とか県からの指導によって動けばいいというふうなことで理解していいのでしょうか。

委員長 健康づくり推進監。

保健師長兼健康づくり推進監 そのとおりです。

そして、今集まりを自粛しておりましたけれども、そういった集団感染を防ぐような対応をお願いしたいというふうなこともまずチラシに書いておりますので、そういった予防活動に今重

きを置いております。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 次に、病院の説明の中で、包括ケア病床についての説明がありましたが、これはもう少し具体的に、退院された方とかいろいろありますが、そうではなくても町内の福祉関係からの連絡とか、そういった保健や福祉との連携の中でしっかりと患者として受け入れてやっていくというふうなことになるのでしょうか。

委員長 病院事務長。

病院事務長 地域包括ケア病床の運用についてお答えいたします。

地域包括ケア病床につきましては、昨日の予算審査でもご説明を申し上げておりますけれども、まずは急性期の治療を終えられた患者さんがダイレクトに直接自宅に帰る前に、地域包括ケア病床で一定期間リハビリ等を集中的に行って、療養した上で自宅復帰を支援するための病床でございます。

それで、今委員がお尋ねの介護福祉との連携の上での病床運営というお尋ねでございますが、これも従来からさわうち病院で行っております、いわゆるレスパイト入院を指してのことかと思っておりますけれども、まさにレスパイト入院もこの地域包括ケア病床を利用した運用ということになるものと思っております。

委員長 高橋和子君。

4番 恐らく今までも連携されているので、患者さんというか、その方によって必要かどうかというようなことも判断されながら入院させていくということになるのでしょうか。

委員長 病院事務長。

病院事務長 基本的には、そういうご認識で間違いないかと思いますが、医療機関でございますので、あくまでも医療ニーズがなければ入院できませんので、その上でそういった対応を、運用をしていくものというふうに承知しております。

委員長 高橋和子君。

4番 それから、もう一点お伺いしたいのは、企画課長さんにお伺いしたいのですが、前にお伺いしたときに地方交付税の研究のプロジェクトチームで検討しながら考えていくというふうなことでありましたが、そういった点での現在の状況をお伺いします。

委員長 企画課長。

企画課長 では、地方交付税の減少対策プロジェクトについて、現状についてお答えしたいと思います。

交付税の減少、そして将来の公債費の増加ということがあります。財政的に今後厳しくなるよという内容については町政座談会等でも町民の皆さんにお示ししてございます。そういった中で、町で今後どうしていかなければならないのかなというところをプロジェクトのほうで検討をさせてもらってございます。

平成29年にまず立ち上げをしてございます。平成30年と令和元年に検討会議をしてございます。直近では令和元年、今年度ですけれども、9月に2回プロジェクトチーム、庁内の役場職員の検討会をしてございます。合併後の財政分析であったり、財政規模と削減目標をどういった形にしたらいいなかなという内容を検討させてもらってございます。

その後10月と11月にアドバイザー会議という形で、プロジェクトチームの中にあるわけなのですけれども、県立大の教授、県の財政担当課長さん、あとは振興局の方をお招きして、財政的な分析、そしてその検討を一緒にといたしますか、協議させてもらってございます。

最終的に答えといいますか、結果でございませけれども、これも財政状況ということで町民の皆さんに町政座談会の中でお示しさせてもらっていますけれども、令和3年度までに2億円ほど減額になっていくというような見通しが立ってございます。そういった中で歳入を幾らかでも増やし、また歳出を減らしていくというよ

うな形で調整を今後図っていかなければなりません。そういった中で来年度、令和2年度中期財政計画の中で、個々年度ごとの調整といえますか、歳入に見合った歳出の状況、そういったものを計画立てしていきたいというふうに現在考えておるところでございます。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 いろいろな要素で地方交付税が計算されるのだろうと思いますが、私はやはり町のほとんどを占める面積の森林、国有林が多いわけですが、そういったところとか、農村の疲弊した状態の農地維持とか、そういった観点で何とか合併で減った分の地方交付税を増やしていけないかなと思うのです。ちょっと素人が考えることですから、突拍子もない話かもしれませんが、やはりこういった地域で住んでいけば、先ほど林業振興課の課長さんもおっしゃったように、資源ではあるわけですがけれども、それが十分生かし切れないし、災害のことなんかも考えると手入れが必要であるというふうなこともあるだろうし、そこに人が住んで、そしてそういった成果を上げていくということであれば、山や農地を守る人材を国がやはり地方交付税として出して、人が働ける、過疎地で人口が増える、そういったことで災害も減らせるというふうな方向に持っていけないのかなと思って考えているのですが、どうでしょうか。

委員長 企画課長。

企画課長 お答えしたいと思います。

地方交付税制度は、やっぱり国の考えの中で入り口、出口という言い方しますけれども、国の予算、そして出口はこういう各自治体のほうへの配分という形になるわけですがけれども、その中でそれぞれ個々の費目であったり、人口の減少率であったり、そういったものを加味しながら算出されてございます。そういった中ですので、森林であったり、森林の分については森林環境譲与税という形でまた別途民有林につい

ては来ておるわけですが、そういった部分はやはり国の考え方にちょっと左右される部分は大きいなというふうに感じておるところでございます。

委員長 ここで、ちょっと待ってください。お昼のため1時まで休憩を取ります。

午後 零時03分 休 憩

午後 1時00分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

ここで細井町長から発言が求められておりますので、発言を許します。

細井町長。

町長 昨日オリンピック・パラリンピックのホストタウンの記念切手について、高橋輝彦委員さんから質問ありましたので、その内容について訂正がありますので、この場を借りてご報告申し上げます。

昨日ホストタウン記念切手発行、1,000シートを記念品として提供したいというふうに申し上げましたけれども、これに関しましては発行の最低数が500シート以上ということでしたので、500シートについては記念品等の対応、それ以上の発行については郵便局あるいは道の駅等での販売を検討し、総発行数を決めていくということにしたいと思っておりますので、訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 それでは、発言をお願いします。

高橋和子君。

4番 地方交付税についてお伺いしておりました。あと僅かというところでしたが、国の経済というか、そういうのを決めるのは主に財界の人たちであると思います。そういった国の経済決めるところに、農民とか、過疎の人間が行っているというのは聞いたことがありません。ですから、実態というのは現地から発信していかなければ、そういう中央にいる方々は分からないというところは結構大きい問題だと思っております。

法律がつくられるわけですが、その法

律をつくる方々が本当に日本のこういった地域の実態を知らないとすれば、交付税の算定にもなかなか入りづらいということがありますし、いろいろな経済界の都合もあるでしょうから、あまり重要視されない部分もあるのではないかなと思います。公平にしているとはいえ、我々から見たらそれほど公平でもないことが多々ありますので、やはりこういった過疎からいろんな面で発信して行って、そういった交付税につながってくるような手だてというのはできないものなのか。大学の先生方からもご指導受けておられるようなので、そういった話はしていないだろうとは思いますが、課長から見ても不可能なことなのか、何かやり方があればそういったこともあり得るという方向に行くのか。ないにしてもやらせて、つくらせていきたいと思っております。うわけですが、どのような印象でしょうか。

委員長 企画課長。

企画課長 お答えしたいと思います。

まず、地方交付税の考え方でございますけれども、国が基準を定めて各自治体に交付するお金でございます。これは、どの地域においても一定の行政サービスができるように国が手当てをする財源を保障するためのお金ということでございます。この部分については、皆さんご認識されているかとは思いますが。

あと、国に対して町からの発信という部分でございますけれども、やはり折を見てそういった発信というのもまず大切かとは思っておりますし、今年度中期財政計画で呼びする関西学院大学の先生はそういった部分に精通されておりますので、そういった部分をいろいろお聞きしながら、町としてできる部分、できない部分あるかと思っておりますので、その辺をちょっと令和2年度は勉強させてもらいたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長 高橋和子君。

4番 町村合併というのはもともと国の地方交

付税減らすための施策ですので、国としては思うようにいったというふうなところではないかなと思います。だけれども、我々はこういう地域に住んでいるわけですから、将来後から続く若い人たちもいるわけですので、何とかいろいろ運動を起こしながら収入につなげていけるものはつなげていければいいかなと思いますので、これからも学習して、もし分かった点などありましたら、議員にも教えていただければと思います。

以上で終わります。

委員長 北村嗣雄君。

2番 私は、説明書の60ページ、有害鳥獣被害対策事業についてですけれども、ここで予算が昨年度と同等くらいの、若干増えています、67万8,000円。これの使い道については、猟友会の日当とか、そういうのがあれなのですけれども、去年もかなりイノシシをはじめ熊等の出沒被害も結構出てきているわけですが、今年度もまたかなり頭数も増えているようで、被害なり、あるいは町民に対する危険もこれは大きな、重要な課題だと思うのですけれども、ここに取り組むとしては、被害などに対して円滑な対応を図るということで体制を構築するとは書いていますが、ただ出てきたから猟友会にお願いして、射殺なり捕獲すると、そういう対応しか今は考えていないのですか。それとも、新たな施策を検討しているのか。

と申しますのは、これは全国的にも、あるいは県内においてもかなり大きな課題で取り上げられております。ですから、ほかの事例の取組とか何かも参考にしながら、やはり行政としてどういう取組がいいのかなということ、当然これは町民の協力の中でやらないとなかなか防ぐというのか、いずれはこういう被害なり危険の現れる動物というか、こういうものが里から離れる対策が一番いいわけですが、その辺何か検討しているのであればお伺いします。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 一般質問のほうでも頂いていたのですが、最近熊のほかにイノシシとか、あと鹿の被害や目撃情報なんかもあるので、そういった情報が増えて、そういった新しい今までいなかった動物が増えている状況だと思えます。

それで、町としては有害鳥獣駆除連絡協議会というところで、関係者で集まっているいろいろ検討したりとかはしているのですけれども、去年イノシシが増えときに箱わなをまず整備しました。箱わなを整備して、それを猟友会のご協力で設置したのですけれども、ちょっと残念ながら捕獲には至らなかったのです。そこは、時間をかけてイノシシを捕るというちょっと技術が必要なので、その部分を今試しているというか、そういう状況になっています、現状は。

今後新たなということだったのですが、お隣の雫石町のお話を聞きますと、いっぱいイノシシがもういるので、捕獲ということはもちろんしていくけれども、それと同時に自分たちで守ることが必要だというふうにお話は聞いています。それで、電気柵を設置するというような方策があるというふうに聞いています。西和賀町のほうでは、ちょっと電気柵についてはまだ検討していないのですけれども、今後そういった守る対策のほうにも手をつけていかないといけないなというふうに考えています。

委員長 北村嗣雄君。

2番 ただ検討はしていかなければならないというだけでは、私も農家の一人ですけれども、当然8月以降になりますと再度こういう被害が拡大すると思うのですが、特に畜産農家もそうですし、それから米農家もすごく被害を受けているのです。私が近くの、私の田んぼではなかったのですが、たまたま町のほうで夜の反射する電気のセンサーですか、それを設置したのを私も見て、近くで作業したりしているのですけれども、全然効果がないのです。相手は食べ物というか、やっぱり餌を求めてきているわけで

すから、餌尽きになればもう人でさえ襲うわけですから、はっきり言えばおもちやみいたいのを持って行って置いたって、1度ぐらいは控えるかもしれないけれども、同じように設定されていけば全然効果ないから。

私らも実は議会の研修の中で雫石町さんと一緒に伺ったときに、鳥獣対策ではイノシシの捕獲とか、電牧ですか、その対応策で取り組んでいることを実際に見せていただいたのですけれども、同僚議員も一般質問で申し上げているのですが、やっぱり町として専門的な方を派遣して、それで対策もそうですけれども、そういう被害が出たというときは即対応できる取組、それが一番まず求められている。

それから、西和賀の場合は範囲が広いので、なかなか電牧といっても大変なところがあるのですが、いずれこれは県のほうでもかなり大きな課題で取り上げていますから、そうした課題を連携を取りながら、町としても早急な対応を取っていくのがやっぱり今の求められている、我々農家に対しても畜産農家に対しても、そこが一番してほしいという考えだと思うので、いずれ検討はするといっても、もう今年度もあと何か月もないうちに秋が来てしまうので、基本的に町長にお伺いしたいのですけれども、やっぱりそういう取組を即年度内に考えてもらいたいと思うのですが、これだけの65万円の予算は猟友会のいずれ日当として考えている件でしょうけれども、これだけではちょっと対応は、前年度と同じようなのかなと考えるわけで、ひとつつそういうことをお伺いします。

委員長 細井町長。

町長 この有害鳥獣対策については、今議会、担当課長のほうからも答弁申し上げております。いろんな研修会を、講師招聘して勉強会もやって、猟友会の力をお借りして検討しているところでございます。これで全面的に全て解決できるというわけではなくて、いろんなことをやって繰り返して対策していく必要があるかなとい

うふうに思います。それで、いろいろ成功事例、失敗事例があると思いますので、繰り返しながらというふうに思います。

あと、行政、それから猟友会、そして農家の方、それぞれみんなして一体になってやっていかなければならないので、行政で全てを対策してやり切れるというものではないと思いますので、皆さんで団結して、いろんな手法を研究していくべきだなというふうに思っておりますので、そういうことで声がけをして進めていければと思います。

委員長 ほかに発言ありませんか。

(なしの声)

委員長 ここで、修正案配付のため休憩を取ります。

午後 1時15分 休 憩

午後 1時16分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

議案第25号 令和2年度西和賀町一般会計予算について、高橋宏委員ほか2名の委員から修正案が提出されましたので、お手元に配付しております。

ただいま提出のあった修正案を議題といたします。提案者の説明を求めます。

高橋宏君。

8番 それでは、私のほうから議案第25号 令和2年度西和賀町一般会計予算に対する修正案について趣旨説明をいたします。

議案第25号 令和2年度西和賀町一般会計予算に対する修正案を順次説明いたします。

予算書1ページ、第1条1項中67億2,200万円を66億9,295万5,000円に改める。

歳入につきましては予算書4ページですが、21款繰越金、1項繰越金8,500万円を8,205万5,000円に、予算書5ページ、23款町債、1項町債6億1,700万円を5億9,090万円に、歳入合計67億2,200万円を66億9,295万5,000円に改めるものであります。

歳出につきましては6ページ、2款総務費、

1 項総務管理費 6 億6,555万円を 6 億3,650万5,000円に、したがって 2 款総務費の合計額 7 億7,821万円を 7 億4,916万5,000円に、予算書 8 ページの歳出合計 67 億2,200万円を 66 億9,295万5,000円に改めるものであります。

なお、この補正額の修正に伴う計の欄の修正額は修正案に記載のとおりでありますので、お目通しを頂きます。

第 2 表、地方債につきましては予算書10ページ、起債の目的、庁舎等改修事業費に充てるため（公共施設等適正管理推進事業債）の限度額 2,600万円をゼロ円とするものであります。

提案の理由を申し上げます。庁舎の問題は、町民の生活に大きく関わる問題であるとともに、西和賀町の将来を左右する課題であります。平成17年合併協定の協議において、当面は新庁舎の建設は行わず、おおむね10年後に新庁舎建設などについて検討するとあります。

合併後10年過ぎた平成28年には、沢内庁舎の外壁の一部が落下する状態になったにもかかわらず町民参加の検討は行われず、劣化状況調査結果が 1 年前に出た後も役場庁舎内だけで検討されております。住民との協議をする時間、チャンスが何度もあったにもかかわらずそれを行わず、今回の提案は住民不在、役場内の一部で行われた検討会で出された案であります。緊急的、対症療法的に今回の方針を進め、その後新庁舎の検討を行うとのことですが、今湯田庁舎に改修工事、耐震工事を 3 億円以上使用し、さらに40年以上経過した建築物のランニングコストを考慮した場合、今後新庁舎建設の道が閉ざされることになると思われます。

住民の様々な意見が反映されないままで分庁舎制を続けることは、住民不在、議会軽視につながることであり、住民の一体感が失われます。令和 2 年度中は、庁舎について住民参加の検討委員会を設置し、それを基本に住民懇談会を開催し、方向を決定するべきであります。

先輩議員も一般質問の最後で申し上げました

が、西和賀町の憲法であるまちづくり基本条例第15条、参画機会の保障に、「町の執行機関は、町政に関する重要な計画の策定及び変更並びに住民生活に重大な影響を及ぼす施策及び制度の導入及び改廃をしようとするときは、町民の意見が町政に反映されるよう多様な参画の機会を設けるものとします」とあります。大切な庁舎整備に町民の参画の機会をつくるようお願いいたします。

よって、これらの理由により原案から庁舎等改修事業の2,904万5,000円を減額する修正案を提出するものであります。何とぞご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

委員長 提案者は、提案席にお着きください。

これより質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。

北村嗣雄君。

2 番 私はこれまで、今回の定例会において、合併時からの庁舎に関わる事案に対しての取組方については、経過については厳しく問いただしてきました。確かに町民、住民に対する周知の不足はありました。でも、この定例会を通していろいろ討論されました。町の考えも町民の方はこの告知端末で皆さん聞いておられたと思うのですが、今まで怠ってきているものは確かに厳しく問うわけですけれども、ただ町の財政状況から今見て、町長をはじめ町の考え方であるこの現状でこの予算を計上したものと私は考えますが、そこで提案者に聞くわけですけれども、新庁舎ありきでの予算修正のように感じるわけですが、その辺は提案者としてはどのように考えているのか、ひとつその辺から確認してみたいと思います。

委員長 高橋宏君。

8 番 今のご質問にお答えします。

新庁舎ありきというような話があったのですが、提案の中にもあるように、住民の意見を集約した形でこの町にとって新庁舎が必要か、分庁舎制がいいか、その議論が十分に行わ

れていない、その視点での提案であります。ご理解よろしくお願いたします。

委員長 北村嗣雄君。

2番 それで、分庁舎を今後とも改修された場合、新庁舎のいわゆる20年先なり、40年先になるか分からないが、それが閉ざされてしまうと、新庁舎ありきが。その辺が私ちょっとはつきりしないところなのですけれども、私の意見とすれば、実際に町長は施政方針の中でも分庁舎にあって今も財政上からこれが目いっぱい、そして今後は新自治体になるのでしょうかけれども、基金の設置、それを即検討して、やはり先へきちんとした財政の余裕とは言わなくても、ある程度安定した中で新庁舎も考えていくというのが町長の考えであろうと思いますが、その辺は提案者はどのように理解しているのか。

委員長 高橋宏君。

8番 お答えいたします。

先ほどの質問の中で、他市町村の話ですけれども、基金を積むのには20年、30年かかるというようなお話がありました。基金の積み方には様々な考えがあると思うのですけれども、西和賀町は2040年には消滅するかもしれないというような統計結果が出た町です。3,000人になってしまうというような統計が出ていて、恐らくそのスピードよりも速く人口減少が進んでいると思われま。財政が厳しくなるのは、交付金が少なくなるということで、その点はお分かりだと思います。ですから、私はこれから20年、30年後先、人口が今よりも減った場合、本当に新庁舎ができるのであろうか、そういう不安があって新庁舎の建設の道が閉ざされるのではないかという、そういう意味での発言です。

委員長 北村嗣雄君。

2番 これも私の考えるには、今後の将来を担う、後世に受け継がせていく上では大変大事な課題だろうと思います。やはりそうした中で、今住民の中、あるいは皆さんの意見の中で庁舎をまず例えば新築された場合、確かに先ほど町

のほうからも示されました。いろいろあれすれば、一切整うまでは15億円とか10億円といってもやはり20億円とか25億円も、当然そこが建設され始めるにはそれだけの経費がかかると。

私考えるには、統計を取っている方が、私もちょっとある先生からお聞きしたのですが、今後20年以上になった場合、西和賀の人口は二千幾らになると、もうそういうのが出ているから、今新庁舎を建てた場合財政上も厳しくなるわけで、財布が身動き取れない中で後世に受け継がせる形になってしまうよと。それよりはここをこらえて、ある程度基金なりを積んでおけば、その基金を大事にしながら新庁舎も考えられると。そのときは人口減少、高齢化が進む上で、そのときの自治体がどうあるべきかということを受け継いでしっかりと持っていくのだろうと、だからやっぱりここは急ぐべきではないよという助言を私も受けております。

今提案者の考えは考えとして当然私も受け止めますし、あるだろうとは考えますが、私なりに考えるのは、全面的に反対というよりも、そういう視点からもこの庁舎の在り方というのは、やはり慎重に考えて町が出した予算だろうと、私はそう理解をするわけで、一応ここで私の意見とともに提案者への質問をお聞きしたところでございます。いずれこれからまたこれが審議されるわけですが、一応私の意見としては以上でございます。

委員長 高橋宏君。

8番 財政については私ももちろん素人ですので、詳しい数字を出せるわけではありませんが、12月の一般質問でも申し上げましたが、建物というのはライフサイクルコストの中でランニングコストを見なければいけないと、どうしても建設費にばかり目が行くけれども、ランニングコストも考えなければいけないと、そういう意味でこの庁舎は50年、湯田庁舎は40年、10年の差です。決して新しい建物ではありません。これからランニングコストがかかっていくと思われま

す。

個別調査の中にも金額は出ているのですけれども、あの中の一文中にもあるのですけれども、実際に設計段階にならないと、あくまでも概算であってどのくらいかかるか分からないと。そういうところを精査した中で、ランニングコストがかかる建物を持つていくのか、新しい建物を建ててランニングコストがかからないような建物にするのか。金額の面ではそうですし、プラスそれに住民の利便性、それを考えたときには新庁舎建設という道もあると思いますし、新庁舎建設の道が断たれるというのは、先ほど言ったランニングコストの面で私は非常に厳しくなるのではないかなと、そういう意味で申し上げたということを先ほどの質問に加えてお答えいたします。

委員長 北村嗣雄君。

2番 ちょっと加えて意見を申し上げますが、私も町の財政については、今回この場に착かせて1年そこそこのので、改めて知るのにやはり厳しさを感じているわけですが、町としての一般財源ですか、これは27%ぐらいしかないのですよね。あとは、全部依存しているわけです。

ですから、ここで今ある負債に、新庁舎となれば最低でも20億円ぐらい見込まれた場合、先ほども述べたように、これから20年後実際に償還していく上で、果たして揺るぎない、健全というのではなくても安定した財政を持つていけるのかというのは、これは一番町として首長なり関係する職員が感じているところだと思うので、私もその辺は町民としても真剣に考えながら、やはり町と一体になって行政を守り、あるいは生活の支えになる行政をきちんと運営していかなければならないのがお互いの性根だと思うので、私もいろいろ提案者の考えはお聞きするわけですが、その辺も大事ではないかなということも含めて、一応意見として述べておきます。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 繰り返しになるのですけれども、私ちょっと財政の専門ではないのですけれども、議会報とかを見ますと全国的に公共施設についての劣化調査を行わなければいけないという流れになっています。やはり建設時期が大体一緒だということで、全国的にも公共施設の問題は非常に多く寄せられているということで、総務省からいろいろな補助金、起債の利用があります。そういう面も利用しながら、町の財政は厳しいのですけれども、逆に言うと全国でそういう自治体が多くて、そういう起債のチャンスもありますので、いろんな角度から分庁舎なのか、新庁舎なのかという議論を深めていただいて、改めて町の方向を決定づけると、そういうことをしていただきたいという趣旨ですので、よろしくお願いたします。

委員長 北村嗣雄君。

2番 これ以上水かけみたいには私も言いたくないので、ただやはり再度言うておきますが、町としても町長をはじめ当局としても、やはり財布を握っているのは町ですから、町長とか首長ですから、その中でできる範囲のところまで今検討されていると思います。進め方はどうであれ、やっぱり自分の懐ができるかできないかというのは一番分かっているわけで、ただそこに町民の意見がどう組み入れられるかは、いずれこの議案がいろんな形でどうなるか分かりませんが、そういうことも重大に認識、あるいは自分たちが真剣に考えてやっていかなければならないのかなと思います。これ以上はあと申しませんが、そういうことで私の意見とします。

委員長 高橋宏君。

8番 すみません。議論が変な方向といいますが、方向が変わるといけないのですけれども、先ほど財布を握っているという話がありました。確かに執行権を持っているのは当局側であります。しかし、我々は議決権というのを与えられ

ているのですから、そういう意味で私はそれを行使しようというわけです。よろしく申し上げます。

委員長 高橋到君。

5番 まず、庁舎建設とこの修正案は別物だと考えてもらってください。修正案の中でですが、まず1つ、提案者はこの庁舎が安全だと思われていますか。この庁舎があと何年持つとか、どういうふうに思われていますか。

委員長 高橋宏君。

8番 私は設計者でありませんので、何年持つということは答えられません。

委員長 高橋到君。

5番 そうですね。それで、専門家から見てもらってあまりよろしくない、と、長寿命化するのも難しいだろうと、そういうことでまず職員の安全を守ると、それが第一で、お客さん、町民の方々が来た場合も安全でないのでは何かしましようということですね。その上で、新庁舎の建設には財政的な課題もありますけれども、中期財政計画の策定と併せて基金の設置を検討していくと、これをうたっているわけですから、これ以上何がありますか。

委員長 高橋宏君。

8番 話の方向がずれるような気がするのですが、庁舎の危険性については一般質問等でも申し上げました。さっきの提案にもあったように、平成28年には壁が落ちて、たまたま通行人がいなかったから住民のけがはなかったのですけれども、もし下に住民がいれば大けがするような状態です。それが平成28年です。合併して10年です。当局側にその状態をなぜ放置したのかと、逆に私は質問しました。

提案といいますが、今回請願の話になるとまた違いますけれども、長い時間をかけようという気はありません。ただ、先ほど質問したように、当局側がこの状態を知っているのはもっと前からだと思いますし、少なくとも昨年3月に分かっていたら住民に説明を何回も繰り返

ながら、こういう町の財政の状況、この庁舎の状況、それを具体的に説明しながらこの議会に向けてくれば、これほど反対の意見も出なかったと思いますし、私自身も納得できるような説明が頂ければ、分庁舎か新庁舎か、それは皆さんというか、全員で決定したのであれば反対するものではありません。

ただ、今回は非常に議論される時間が少ない。逆に質問ではないですけれども、この庁舎の状態はもうコンクリート自体が剥がれ落ちる状態で、決していい状態ではないというのは私だけでなく皆さんもみんな知っていると思います。そういうところに大規模な修正をせずにこういう状態になったわけです。それを当局側に私も何度も質問しましたし、そのとおりにいつ壊れるのか、それは誰にも分かりません。昨日、おとといでしたか、言ったように、土砂災害で来ることも分かりません。これは誰にも分かりません。ですから、長い時間はかけられないかもしれないけれども、少なくとも令和2年度は検討する時間を与えてほしいと、全員でもう一度このことを考えようと、そういう時間を与えてほしい、それが今回の修正の一番の趣旨ですので、ご理解よろしくお願いたします。

委員長 高橋到君。

5番 それは、私の聞いている一番のところは、安全か安全でないかということです。これが一番心配していることなのです。今回1年遅れれば、3年も5年も遅れるわけですね。その期間は、大丈夫なのですか。

いい。もう分かりました。まず、私の言いたいのは、取りあえず安全を第一に考えてくださいと、そういうことです。

以上。

委員長 高橋宏君。

8番 議論の中で安全の話が出ました。高橋到委員も言ったと思いますけれども、そこまでいいですか、危険だと、もうここにいられないという状況であれば、今ここにいる全員すぐ退

避しないといけないと思います。そういうことをしなければ、本当に安全は確保できません。

「あなた、安全保障できますか」と言われても私は保障できません。それを保障するという話になると、全員ここから退避して、別の安全な耐震補強された建物に行ってやらなければいけないと、そういうことになります。そういう議論をしているのではなくて、こうやって日々この庁舎を使って議論をしているわけですから、もう1年間、令和2年度は全員で、住民を交えた形で検討する時間を下さいと、それが趣旨です。ですので、よろしくお願いいたします。

委員長 高橋輝彦君。

6番 今安全性のお話でございます。今すぐ退去して別のところでやらなければいけないとか、今まで危険なところにいたのだから、この先も少しぐらいは大丈夫だろうというお話はちょっと乱暴なのではないかなという思いでございます。今何よりも優先すべきは、この時点でやはり庁舎職員の安全性の確保だろうと思っております。財政の問題、それから町民の利便性の問題、いろいろ懇談会、検討会を重ねなければならないというお話は当然重要であります。しかし役場職員のそういう安全性を確保した上でやるべきではないのでしょうか。

委員長 高橋宏君。

8番 少し極端な表現になったかもしれませんが、安全かと問われると私は安全を保障できませんので、少しそういう発言になったと思いますけれども、先ほどから言っているように、今回の当局の説明の仕方はあまりにも突然だという印象です。それは、住民からも言われています。先ほどから言っているように、この庁舎の状態というのは住民それぞれ分かっていると思うのですが、もっと早く手だてを打たなければいけない時期を逃してしまったのであろうと思います。様々な理由があったというのは当局からもあるのですけれども。そんな中で、とにかくこういう進め方、この町にとって大変

重要な進め方をこのような短時間で決められてしまうと、住民の意見が反映されず、当局側が出したのが全てですよ、これは危険です、財政はこうですということになって、こういうことが続くと我々議論するところがないのです、町民も。当局側が出したのが全て正しい、財政は握っている、いろんなデータを持っている、当局が出したのは全て正しい、それに従っていかなければいけない。我々何のために議決権を与えられて、町民の代表でいるのかということです。そういう点で今回は時間を欲しいと、そういう趣旨ですので、よろしくお願いいたします。

委員長 高橋輝彦君。

6番 私の質問は、まずは役場職員の安全性を確保した上で今のような、宏委員が言われているような議論をするべきではないのかということを行っているのですけれども。

委員長 高橋宏君。

8番 繰り返しになるようではありますが、危険というか、そういう認識は、当然設計会社が調査したデータを頂いたのは当局側なわけです。先ほど質問したように、職員と住民の安全を考えるのであれば、3月にデータをももらった時点ですぐ住民説明会をするべきなのです。それもなしに11月に説明されて、「はい、4月から執行です」、これはやっぱり納得できないのです、どうしても。そういう声が町民からも来ていますし、そういう意味でやらなければいけないという意味で、安全確保というのはどこまでが安全で、どこまでが危険だということは、私には正確に答えることはできませんけれども、危険な建物であると、そういう意味でいうと、だから3月に出ています。3月に設計会社、専門家の結果が出ています。認識の違いかもしれませんが、そのように安全を確保しなければいけないという意味では、その時点から即考えなければ、この庁舎は立入禁止にしましょう、それだけの結果が出ました、仮にでも使わなければいけないと、そういう方針が出て、「いや、

どうしてなんだ」というような議論が出てくると思うのです。

3月の時点で専門家からそういう数字、データをもらいました。しかし、我々に知らされたのはその数か月後です。それほど危険かどうか、数字だけ見てどの程度か分かりませんが、そういうように感じているということは、当局側が数字を握っていて、危険な状態を把握していて、それでさっき言ったように少なくとも5か月間庁内で討議されていないのです。担当者6人が集まる会議ができない。逆にそれを聞きたいとか、私はこういう状態が出された案を町民全員が納得した中で、そうだなと進めないと思うのです。こういう重要な問題は、町民を交えた形で、町民全員が納得した形で、これから財政が厳しいことはみんな分かっています、この庁舎が決して健全な状態ではないことも分かっています。ただ、住民が納得した上で進まない、何かあっちにいいことされた、こっちにいいことされたと変な疑心暗鬼だけ出てしまう。ですから、十分な議論をしながら進めましょうということ。よろしくお願いします。

委員長 高橋輝彦君。

6番 議論の件に関しましては、町長の所信表明にもありましたように、やっていくのだというふうなお話を頂いております。3月の時点で既に危険な状態ということをも皆さん認識している。今ここでこの修正案を通した場合、どうなるのでしょうか。さらに遅らせることになり。職員の安全性はそっちのけということに取られるのですが、それはどうなのでしょう。

委員長 高橋宏君。

8番 安全性について委員同士で議論しても、なかなか結論が出ないと思います。先ほどから言うように、数字が出たのは3月ですので、その時点で本当に危険であればそういう対策を取っていただきたかったし、本当にそれだけ危険だということであれば。ですから、私はとにかく今回の当局側の説明不足であるので、住民から

も不満を大変受けていますし、我々議員として常にこういうやり方で、今回は庁舎という本当に大きな問題ですけれども、これからいろいろな問題が出てくると思います。当然当局側で検討するのは当たり前ですけれども、それが専門家の意見、データ上こうだと、それが全てでどうするのですかという話になってしまうと、我々何のために議決権を与えられて、何のために審議する権利を与えられているのかなということになると私は思います。よろしくお願いします。

委員長 ほかに発言者はおりませんか。

(なしの声)

委員長 なければ質疑を終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

提案者は自席に戻ってください。

これより予算議案について表決を行います。

議案第25号 令和2年度西和賀町一般会計予算についてを採決します。

まず、高橋宏委員ほか2名から提出された修正案について採決します。この修正案については、無記名投票で行いたいと思いますが……

(委員長の声)

委員長 高橋宏君。

8番 記名でお願いします。

(賛成の声)

委員長 ただいま高橋宏君から記名投票の方法を採りたいという動議が出されました。したがって、記名投票で行うかを諮りたいと思います。

記名投票で行うことに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

委員長 起立多数であります。

よって、この修正案については記名投票で行うことに決定しました。

準備の都合がありますので、若干休憩をいたします。

午後 1時53分 休 憩

午後 2時05分 再 開

委員長 休憩を解きます。

これから議案第25号 令和2年度西和賀町一般会計予算に対する修正案を採決します。この採決は、記名投票で行います。

議場の出入口を閉めてください。

(議場閉鎖)

委員長 ただいまの出席委員数は10名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、刈田敏君及び3番、柳沢安雄君を指名します。

投票用紙を配付します。

記載の方法を申し上げます。修正案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載し、自己の氏名も併せて記載願います。

なお、賛否を記載しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対票とみなします。また、自己の氏名を記載しない投票は無効になります。

繰り返します。修正案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載し、自己の氏名も併せて記載願います。

なお、賛否を記載しない投票用紙及び賛否が明らかでない投票は反対票とみなします。また、自己の氏名を記載しない投票は無効になります。

(投票用紙配付)

委員長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声)

委員長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

委員長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号、氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

なお、円滑に投票が行われるよう、委員は時計回りに移動を願います。

(事務局長氏名を点呼・投票)

委員長 投票漏れはありませんか。

(なしの声)

委員長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。刈田敏君、柳沢安雄君、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

委員長 開票の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票、無効ゼロであります。

次に、賛成、反対の投票者を申し上げます。

1番、刈田敏君、賛成。

2番、北村嗣雄君、反対。

3番、柳沢安雄君、反対。

4番、高橋和子君、賛成。

5番、高橋到君、反対。

6番、高橋輝彦君、反対。

7番、深澤重勝君、賛成。

8番、高橋宏君、賛成。

10番、淀川豊君、賛成。

11番、柿澤繁俊君、反対であります。

したがって、賛成5票、反対5票であります。

以上のおり投票の結果、賛成、反対が同数であります。したがって、西和賀町議会委員会条例第16条の規定によって、委員長が本案に対して裁決をします。

議案第25号 令和2年度西和賀町一般会計予算に対する修正案について、委員長は否決すべきと決定をします。

議場の出入口を開いてください。

(議場開鎖)

委員長 次に、議案第25号 令和2年度西和賀町一般会計予算の原案について採決します。原案に賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 着席ください。5対5ですので……以上のおり採決の結果、賛成、反対が同数です。したがって、西和賀町議会委員会条例第16条の規定によって、委員長が本案に対して裁決します。

議案第25号 令和2年度西和賀町一般会計予算について、委員長は可決すべきと決定いたします。

続いて、議案第26号 令和2年度西和賀町国民健康保険特別会計予算について、本案を可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、本案は可決すべきとして議長に報告します。

続いて、議案第27号 令和2年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算について、本案を可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、本案は可決すべきとして議長に報告します。

委員長 続いて、議案第28号 令和2年度西和賀町介護保険特別会計予算について、本案を可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、本案は可決すべきとして議長に報告いたします。

続いて、議案第29号 令和2年度西和賀町下水道事業特別会計予算について、本案を可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、本案は可決すべきとして議長に報告します。

続いて、議案第30号 令和2年度西和賀町農業集落排水事業特別会計予算について、本案を可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、本案は可決すべきとして議長に報告します。

続いて、議案第31号 令和2年度西和賀町温

泉事業特別会計予算について、本案を可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、本案は可決すべきとして議長に報告します。

続いて、議案第32号 令和2年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算について、本案を可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、本案を可決すべきとして議長に報告します。

続いて、議案第33号 令和2年度西和賀町水道事業会計予算について、本案を可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員です。

よって、本案は可決すべきとして議長に報告します。

以上で各予算議案の表決を終わります。

本予算審査特別委員会の審査が終了したことを議長に報告するとともに、明日19日午後1時から開催する本会議において、本委員会での審査された内容について報告いたします。

これをもって予算審査特別委員会を閉会します。ご苦労さまでした。

午後 2時24分 閉 会